

事務事業一元化及び例規一元化業務（例規原案作成まで） 委託契約の締結について

事務事業一元化及び例規一元化業務（例規原案作成まで）委託契約の締結について、次のとおり報告する。

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 事務事業一元化及び例規一元化業務（例規原案作成まで） |
| 2. 契約の方法 | 随意契約 |
| 3. 契約期間 | 平成15年9月1日から平成17年3月31日 |
| 4. 契約金額 | 一金5,250,000円（うち消費税250,000円）
内訳 平成15年度 一金3,150,000円
（うち消費税150,000円）
平成16年度 一金2,100,000円
（うち消費税100,000円） |
| 5. 契約の相手方 | 住所 東京都杉並区荻窪4丁目30番16号
氏名 株式会社 ぎょうせい
代表取締役社長 伊藤 陽司 |

平成15年10月8日 提出

真庭地域合併協議会
会長 藤 木 寛

新市建設計画策定支援業務委託契約の締結について

新市建設計画策定支援業務委託契約の締結について、次のとおり報告する。

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 新市建設計画策定支援業務 |
| 2. 契約の方法 | プロポーザル方式による随意契約 |
| 3. 契約期間 | 平成15年9月1日から平成17年3月31日 |
| 4. 契約金額 | 一金9,659,000円(うち消費税429,000円)
内訳 平成15年度 一金8,735,000円
(うち消費税385,000円)
平成16年度 一金924,000円
(うち消費税44,000円) |
| 5. 契約の相手方 | 住 所 東京都杉並区荻窪4丁目30番16号
氏 名 株式会社 ぎょうせい
代表取締役社長 伊藤 陽司 |

平成15年10月8日 提出

真庭地域合併協議会
会長 藤 木 寛

報告第 2 2 号

真庭地域合併協議会専門部会規程の一部改正について

真庭地域合併協議会専門部会規程の一部改正について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 8 日 提出

真庭地域合併協議会
会長 藤 木 寛

真庭地域合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程

別表を次のとおり改める。

別表

部 会 名	勝山町	久世町	湯原町	美甘村	川上村	八束村	中和村
総務部会	総務課長	総務課長	総務課長	総務企画課長	総務課長	総務課長	総務企画課長
		管財課長					
企画部会	まちづくり振興課長	企画課長	企画観光課長	総務企画課長	企画課長	総務課長	総務企画課長
税務部会	税務課長	税務課長	住民生活課長	総務企画課長	総務課長	住民生活課長	総務企画課長
住民福祉部会	住民生活課長	住民課長	住民生活課長	住民福祉課長	住民福祉課長	住民生活課長	住民福祉課長
	健康福祉課長	健康福祉課長	健康福祉課長			保健福祉課長	
産業経済部会	農林振興課長	産業課長	産業振興課長	産業観光課長	農業観光課長	産業振興課長	産業観光課長
	まちづくり振興課長		企画観光課長			農業委員会事務局長	
			農業委員会事務局長				
建設部会	建設課長	建設課長	地域整備課長	建設課長	建設課長	建設課長	建設課長
上下水道部会	水道課長	下水道課長	地域整備課長	建設課長	建設課長	建設課長	建設課長
		水道課長					
教育部会	教育課長	教育総務課長	教育課長	教育長	蒜山教育委員会総務課長	蒜山教育委員会総務課長	教育長
		生涯学習課長			教育課長	教育課長	
議会部会	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長

附 則

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

財産及び債務の取扱いについて(協定項目5)

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

7町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

平成15年 10 月 8 日提出

真庭地域合併協議会
会長 藤 木 寛

真庭地域合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	5 財産及び債務の取扱い	関係項目	
調整の内容	7町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。		

		現		況			
勝山町		湯原町		久世町		美甘村	
【財産】(普通会計)		【財産】(普通会計)		【財産】(普通会計)		【財産】(普通会計)	
公有財産		公有財産		公有財産		公有財産	
・土地	13,353,693 m ²	・土地	20,743,624 m ²	・土地	9,542,451 m ²	・土地	32,588,675 m ²
・建物	58,253 m ²	・建物	39,557 m ²	・建物	61,178 m ²	・建物	17,198 m ²
・有価証券	30,333 千円	・有価証券	28,316 千円	・有価証券	21,438 千円	・有価証券	15 千円
・出資による権利	146,845 千円	・出資による権利	109,559 千円	・出資による権利	238,998 千円	・出資による権利	83,131 千円
物品	庁用車等 60 台	物品	庁用車等 51 台	物品	庁用車等 70 台	物品	庁用車等 44 台
債権	529,197 千円	債権	35,415 千円	債権	83,325 千円	債権	4,755 千円
基金	1,511,396 千円	基金	1,157,968 千円	基金	1,495,362 千円	基金	1,779,703 千円
【債務】(普通会計)		【債務】(普通会計)		【債務】(普通会計)		【債務】(普通会計)	
地方債残高		地方債残高		地方債残高		地方債残高	
	6,231,154 千円		3,541,450 千円		4,218,812 千円		1,354,712 千円
債務負担行為残高		債務負担行為残高		債務負担行為残高		債務負担行為残高	
	86,404 千円		7,450 千円		254 千円		74,299 千円
*企業会計地方債残高		*企業会計地方債残高		*企業会計地方債残高		*企業会計地方債残高	
	1,989,748 千円		1,915,022 千円		3,911,709 千円		292,974 千円
川上村		八束村		中和村		計	
【財産】(普通会計)		【財産】(普通会計)		【財産】(普通会計)		【財産】	
公有財産		公有財産		公有財産		公有財産	
・土地	22,734,323 m ²	・土地	28,775,791 m ²	・土地	13,686,695 m ²	・土地	141,425,252 m ²
・建物	20,667 m ²	・建物	17,954 m ²	・建物	16,788 m ²	・建物	231,595 m ²
・有価証券	45,220 千円	・有価証券	57,228 千円	・有価証券	4,830 千円	・有価証券	187,380 千円
・出資による権利	79,839 千円	・出資による権利	103,768 千円	・出資による権利	80,186 千円	・出資による権利	842,326 千円
物品	庁用車等 40 台	物品	庁用車等 30 台	物品	庁用車等 31 台	物品	庁用車等 326 台
債権	1,765 千円	債権	42,157 千円	債権	20,389 千円	債権	717,003 千円
基金	737,499 千円	基金	1,554,850 千円	基金	574,642 千円	基金	8,799,513 千円
【債務】(普通会計)		【債務】(普通会計)		【債務】(普通会計)		【債務】(普通会計)	
地方債残高		地方債残高		地方債残高		地方債残高	
	2,371,247 千円		1,948,184 千円		959,680 千円		20,625,239 千円
債務負担行為残高		債務負担行為残高		債務負担行為残高		債務負担行為残高	
	89,807 千円		25,000 千円		5,087 千円		288,301 千円
*企業会計地方債残高		*企業会計地方債残高		*企業会計地方債残高		*企業会計地方債残高	
	2,411,629 千円		3,292,209 千円		1,989,409 千円		15,848,971 千円

財産及び債務に関する法令

地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

4 第一項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第一項、第三項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第6項から第7項省略)

(財産の管理及び処分)

第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

(第2項から第3項省略)

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

一 不動産

二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

六 株式、社債券、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

七 出資による権利

八 不動産の信託の受益権 (第2項省略)

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(物品)

第二百三十九条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。

一 現金(現金に代えて納付される証券を含む。)

二 公有財産に属するもの

三 基金に属するもの (第2項から第5項 省略)

(債権)

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

(第2項から第4項 省略)

(基金)

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。 (第4項から第8項 省略)

(地方債)

第二百三十条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。

2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。

(債務負担行為)

第二百十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

(第2項から第3項 省略)

先進事例

あきる野市

2市町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。
戸倉財産区有財産は、戸倉財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

篠山市

4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。
畑財産区有財産は、畑財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

さぬき市

5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

東かがわ市

3町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

1. 公有財産の現況

(単位：㎡)

項 目	行政財産									普通財産					合計				
	本庁舎	その他の行政機関		公共用財産					山林	その他	小計	宅地	田畑	山林		その他	小計		
		消防施設	その他施設	小学校	中学校	公営住宅	公園	その他施設											
勝山町	土地	7,160	710	12,363	38,052	24,483	39,425	228,690	581,189			932,072	16,687		12,220,029	184,905	12,421,621	13,353,693	
	建物 (延床)	木造		58	47	445		4,684	254	5,437			10,925				2,634	2,634	13,559
		非木造	3,422	57	1,189	14,471		8,895		14,693			42,727				1,967	1,967	44,694
		計	3,422	115	1,236	14,916		13,579	254	20,130			53,652				4,601	4,601	58,253
湯原町	土地	12,566	72		25,723	21,258	5,836		98,442		13,194	177,091	17,578		20,270,818	278,137	20,566,533	20,743,624	
	建物 (延床)	木造	1,503		603	136		799		4,283			7,324	4,507				4,507	11,831
		非木造	693		2,547	9,935		662		12,927			26,764	962				962	27,726
		計	2,196		3,150	10,071		1,461		17,210			34,088	5,469				5,469	39,557
久世町	土地	5,864	3,316	124,048	53,932	28,568	34,286	70,794	67,491	4,628	132,899	525,826	378	54,033	8,265,988	696,226	9,016,625	9,542,451	
	建物 (延床)	木造	147	90	245	2,279		4,592	1,185	5,808			14,346				67	67	14,413
		非木造	2,047	701	4,092	13,617	5,275	4,953	4,140	11,841			46,666				99	99	46,765
		計	2,194	791	4,337	15,896	5,275	9,545	5,325	17,649			61,012				166	166	61,178
美甘村	土地	5,617	719		2,195	8,868	7,603	2,002	52,771			79,775			32,508,900		32,508,900	32,588,675	
	建物 (延床)	木造	772	371				1,859	14	4,913			7,929						7,929
		非木造	43			2,180	2,061			4,985			9,269						9,269
		計	815	371		2,180	2,061	1,859	14	9,898			17,198						17,198
川上村	土地	1,430	800		20,425		850		37,129			60,634	51,668	3,278	16,614,135	6,004,608	22,673,689	22,734,323	
	建物 (延床)	木造	436							7,114			7,550						7,550
		非木造	575	23		3,914		257		8,348			13,117						13,117
		計	1,011	23		3,914		257		15,462			20,667						20,667
八束村	土地	6,004					22,745	100,994	428,262			558,005	38,170		22,332,945	5,846,671	28,217,786	28,775,791	
	建物 (延床)	木造	729					1,966	170	3,214			6,079						6,079
		非木造	181		254			690		10,750			11,875						11,875
		計	910		254			2,656	170	13,964			17,954						17,954
中和村	土地	1,924	463		4,056	9,165	3,576	18,613	95,507	9,248,482		9,381,786	1,912	4,615	4,297,745	637	4,304,909	13,686,695	
	建物 (延床)	木造				2,593		790		3,149			6,532						6,532
		非木造	1,120			694				8,442			10,256						10,256
		計	1,120			3,287		790		11,591			16,788						16,788

平成14年度公共施設状況調査等による平成14年度末現在の数値より

2 . 公共施設の現況

項 目			勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村	合 計
道 路	町村道実延長	m	156,973	116,063	105,770	40,058	78,971	76,205	38,133	612,173
	改良済延長	m	71,183	69,019	79,352	18,053	63,314	51,873	24,497	377,291
	舗装済延長	m	138,165	89,239	103,743	26,731	71,766	75,130	33,493	538,267
	農道延長	m	54,544	47,932	31,779	32,910	46,516	99,520	19,171	332,372
	林道延長	m	65,469	30,441	43,801	75,162	48,083	11,567	18,525	293,048
道路延長合計		m	486,334	352,694	364,445	192,914	308,650	314,295	133,819	2,153,151
橋 梁	橋 数	数	149	111	130	40	80	54	36	600
	うち永久橋数	数	134	102	130	40	80	53	34	573
公 園	箇所数	箇所	2		6		1	2	1	12
	面 積	m ²	222,810		85,891		25,964	61,326	8,175	404,166
公 営 住 宅		戸	225	20	258	22	5	40	2	572
宅地造成	地区数	箇所	12		1	1	1			15
	面 積	m ²	88,407		1,790	4,122	3,251			97,570
工業用地造成	地区数	箇所			1					1
	面 積	m ²			90,978					90,978
給 水 人 口		人	9,004	2,255	10,568	1,432	2,224	2,716	673	28,872
下 水 道	現在排水人口	人			1,061		1,700	2,761	677	6,199
	現在排水区域面積	m ²			600,000		826,000	1,280,000	340,000	3,046,000
農村集落排水	現在排水人口	人	263						85	348
	現在排水区域面積	m ²	35,000						60,000	95,000
小規模集合排水	現在排水人口	人						54		54
	現在排水区域面積	m ²						20,000		20,000
合併処理浄化槽処理人口		人	3,378	752	3,927	390	25	142	89	8,703

保 育 所 (町村立)		箇所数	箇所	5	3	2	1	1	1	1	14
		定員	人	285	145	120	45	90	90	30	805
老人 福祉 施設	老人ホーム	箇所数	箇所	0.1	1.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	2
		定員	人	6	19	10	4	4	5	3	51
	その他施設	箇所数	箇所		2			1	1		4
幼 稚 園 (町村立)		箇所数	箇所			5					5
		定員	人			370					370
小 学 校		学校数	箇所	3	2	5	1	1	1	1	14
		児童数	人	477	122	718	90	116	151	25	1,699
中 学 校		学校数	箇所	1	1	1	1	0.4	0.6	1	6
		生徒数	人	305	96	381	51	72	89	17	1,011
公 会 堂			箇所	1	1	1			1		4
公 民 館			箇所	7	1	1					9
図 書 館			箇所	1		1					2
博 物 館 等			箇所		1				1		2
体 育 館			箇所	1	2	2		1	1	1	8
陸 上 競 技 場			箇所				1				1
野 球 場			箇所	1	1	2		1	1	1	7
プ ー ル			箇所		1	1	1	1	1	1	6
診 療 施 設(町村立)			箇所		4		1			1	6
保健センター			箇所	1	1	1		1	1		5

平成14年度公共施設状況調査による平成14年度末現在の数値より

3. 有価証券の現況

(単位：千円)

区 分	勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村	合 計
山陽放送(株)	45	10	30	15	10	10		120
(株)真庭ノウキョウ連合青 果市場	300		1,500					1,800
(株)トマト銀行	29,988		19,908			9,828		59,724
湯原湖運輸(株)		3,300			230	240	230	4,000
(株)蒜山下水道公社					4,000	4,000	4,000	12,000
岡山県地方木材		3						3
日本社		3						3
湯原振興(株)		5,000						5,000
湯原ファームバーデン		20,000						20,000
蒜山観光(株)					1,230			1,230
ひるぜんワイン(株)					4,000			4,000
(株)グリーンピア蒜山					35,750			35,750
(株)アストピア蒜山						42,550		42,550
せきがね犬狹観光(株)						600	600	1,200
合 計	30,333	28,316	21,438	15	45,220	57,228	4,830	187,380

平成14年度末現在の数値より

4. 出資による権利の現況

(単位：千円)

区 分		勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村	合 計
出資・出損金	ふるさと市町村圏基金 (真庭広域行政事務組合)	120,000	90,000	120,000	70,000	70,000	70,000	70,000	610,000
	真庭土地開発公社	1,000	750	1,000	500	500	500	500	4,750
	真庭森林組合	9,293	7,031	6,635	51	3,217	3,789	3,478	33,494
	(社)岡山県林業公社	4,300	5,100	3,100	3,500	3,100	4,300	4,700	28,100
	(社)岡山県畜産公社	300	300	300	300	300	300	100	1,900
	岡山県農業信用基金協会	940	670	830	350	520	630	200	4,140
	岡山県信用保証協会	6,450	2,745	4,770	315	365	975	130	15,750
	岡山県農林漁業担い手育成財団	478	360	795	236	281	331	155	2,636
	岡山県郷土文化財団	357	185	322	95	111	136	62	1,268
	(財)岡山県林業振興基金	1,034	815	663	470	341	352	257	3,932
	(財)岡山県健康づくり財団	26	14	35	7	11	13		106
	(財)砂防フロンティア整備推進機構		20	20	20	20	20	20	120
	岡山県暴力追放運動推進センター	448	98		93	170	220	48	1,077
	岡山県野菜生産安定基金協会		390		390	390	390	390	1,950
	岡山県家畜畜産物衛生指導協会		202		178	456	343	110	1,289
	岡山県畜産協会	320	89		47		86	18	560
	肉用子牛生産安定事業						205		205
	(財)ふるさと情報センター						500		500
	岡山県国民健康保険団体連合会	704	95	527					1,326
	(財)岡山県動物愛護財団	195	78			57	75	18	423
	岡山労働金庫	1,000							1,000
	岡山県森林組合労働班員退職金共済基金		617						617
	岡山県海外移住組合			1					1
	全人教育振興基金室						178		178
	岡山県民生・児童委員協会議会活動基金						130		130
	久世エスパス振興財団			100,000					100,000
	美甘村森林組合				6,579				6,579
(社)八束村農業公社						20,000		20,000	
小 計		146,845	109,559	238,998	83,131	79,839	103,473	80,186	842,031
預託金	国保預託金						295		295
	小 計						295		295
合 計		146,845	109,559	238,998	83,131	79,839	103,768	80,186	842,326

平成14年度末現在の数値より

5. 物品（庁用車）の現況

（単位：台）

区 分		勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村	合 計
車 両		36	37	50	27	24	16	22	212
消 防	指令車				1				1
	消防ポンプ車	4	3	3	1	2	5	1	19
	小型ポンプ積載車	20	9	17	9	7	4	5	71
除雪車	除雪ローダー		2		6	6	4	3	21
	除雪ダンプ					1	1		2
合 計		60	51	70	44	40	30	31	326

平成14年度末現在の数値より

6. 債権の現況

（単位：千円）

区 分	勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村	合 計
育英貸付金	4,154							4,154
災害援護資金貸付金		1,362						1,362
結婚資金貸付金			2,071					2,071
岡山県野菜安定基金協会貸付金		1,460						1,460
勤労者融資資金預託金		2,000						2,000
地域総合整備資金貸付金	486,900							486,900
営農改善							13,100	13,100
後継者奨学資金							4,320	4,320
住宅改修資金貸付金			9,209	2,415		4,121		15,745
住宅新築資金貸付金	37,702	30,593	59,739	2,340	1,552	25,459		157,385
宅地取得資金貸付金			11,609			1,831		13,440
高齢者住宅整備資金貸付金	71		697		213	10,746	2,969	14,696
生活改善資金貸付金	370							370
合 計	529,197	35,415	83,325	4,755	1,765	42,157	20,389	717,003

平成14年度末現在の数値より

7. 基金の現況

(単位：千円)

区 分	勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村	合 計	
財政調整基金	659,911	132,061	947,897	211,318		690,208	117,018	2,758,413	
減債基金	185,111	167,871	17,605	116,738			20,024	507,349	
財政調整減債基金					116,428	28,652		145,080	
臨時財政特例債減債基金						2,154		2,154	
その他基金	ふるさと創生まちづくり基金	53,776						53,776	
	ふるさと創生基金	22,457	210,516	776,994			260,721	1,270,688	
	ふるさとづくり基金					168,046		168,046	
	地域づくり推進基金						163,560	163,560	
	町民憲章推進基金	98,634						98,634	
	中山間地域保全基金	6,324	7,212	7,267			131,592	6,360	158,755
	有線テレビ施設基金			70,223					70,223
	長期投資準備基金					97,398			97,398
	地域振興基金				311,062		125,430		436,492
	人材育成基金					43,612	101,788		145,400
	福祉活動基金		4,664						4,664
	福祉振興基金				9,333				9,333
	地域福祉基金	171,500			50,820	105,804		47,691	375,815
	福祉生活環境整備基金							4,377	4,377
	老人福祉施設整備基金					2,915			2,915
	国民体育大会運営基金						200,177		200,177
	肉用牛特別導入事業基金	24,463	29,200						53,663
	水と土保全対策基金				10,614	10,732			21,346
	農山村地域活性化基金				50,116				50,116
	畜産環境整備基金					9,493			9,493
	農産漁村ふるさと事業基金					73,384			73,384
	ふれあいの森推進基金	187,287							187,287
	活性化整備基金					47,776			47,776
有害鳥獣駆除対策金基金						2,298		2,298	
学校施設等整備振興基金							1,012	1,012	
学校図書整備記金							10,000	10,000	
学校給食基金							100	100	
公営住宅基金				17,300				17,300	

その他基金	庁舎建設基金		354,391		119,520				473,911
	病院建設基金		100,138						100,138
	湯原憩いの家基金		18,725						18,725
	温泉事業基金		60,445						60,445
	後継者奨学金貸付基金							33,354	33,354
	介護保険準備基金	28,899							28,899
	介護給付費準備基金		9,993	20,896	1	14,719	13,000	1,022	59,631
	国民健康保険事業基金	68,426						41,009	109,435
	国民健康保険財政調整基金		78,219	90,982					169,201
	国民健康保険特別会計基金				19,026	24,825	23,111		66,962
	高額療養費貸付基金							1,000	1,000
	自家用自動車有償運送事業基金				6,172				6,172
	自動車有償運送事業基金							1,061	1,061
	住宅貸付基金積立金				10,683				10,683
	公共下水道事業基金	1,000							1,000
	下水道事業償還基金			17,944					17,944
	下水道施設整備基金					6,307			6,307
	下水道建設基金					9,531			9,531
	下水道事業償還基金						27,528		27,528
	下水道整備事業金							1,891	1,891
	農業集落排水事業基金	10,803							10,803
	水道整備費積立基金				5,048				5,048
	簡易水道施設整備基金					6,528			6,528
	簡易水道減債基金		46,989						46,989
	道目木簡易水道事業基金						2,334		2,334
	塩釜簡易水道事業基金						313		313
	下和地区水道施設整備基金							5	5
	育英奨学基金				16,771				16,771
小計	597,336	786,209	417,828	1,403,460	621,070	791,131	409,603	5,026,637	
土地開発基金	土地(m ²)		1,991,793			390,500	31,562		2,413,855
	現金・預金等	69,038	71,827	112,032	48,187	39,645	42,705	27,997	411,431
合計	1,511,396	1,157,968	1,495,362	1,779,703	777,143	1,554,850	574,642	8,851,064	

平成14年度末現在の数値より

8. 地方債の残高の現況

(単位：千円)

会計	区分	勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村	合計
普通 会計	一般公共事業債	165,371	157,481	24,756	200,427	195,869	25,505		769,409
	一般単独事業債	2,406,640	927,903	2,137,844	101,241	454,169	642,600	307,485	6,977,882
	公営住宅建設事業債	281,839	125,821	134,412	9,047	1,248	160,234	41,529	754,130
	義務教育施設整備事業債	127,780	95,692	987,023	8,413			34,345	1,253,253
	辺地対策事業債	322,698	143,746	3,471	145,848				615,763
	災害復旧事業債	55,875	120,031	51,205	36,237	13,247	16,869	11,233	304,697
	一般廃棄物処理事業債	4,746							4,746
	厚生福祉施設整備事業債		6,222	1,029					7,251
	転貸債						5,141	3,056	8,197
	過疎対策事業債	1,700,671	1,233,481		445,985	1,185,362	736,127	263,772	5,565,398
	地域改善対策特定事業債		1,497	2,753	15,038				19,288
	財源対策債	278,924	10,528	77,673	4,540	21,351	47,730	52,705	493,451
	減収補てん債 (S57・61、H5-7・9-13年度分)		1,500						1,500
	臨時財政特例債	5,821	6,917		2,640		180		15,558
	公共事業等臨時特例債	2,048	10,108	30,528		425	86	72	43,267
	減税補てん債	222,347	76,003	303,666	22,485	48,684	70,293	13,290	756,768
	臨時税収補てん債	55,819	20,500	60,512	6,924	13,307	19,152	3,510	179,724
	臨時財政対策債	260,400	191,200	251,000	120,900	147,100	154,500	93,200	1,218,300
	調整債(昭和60・61・62・63年度分)			15,369				1,038	16,407
	県貸付金	144,543	285,556		35,123	69,266	69,767	67,977	672,232
その他	195,632	127,264	137,571	199,864	221,219		66,468	948,018	
小計	6,231,154	3,541,450	4,218,812	1,354,712	2,371,247	1,948,184	959,680	20,625,239	
企業 会計	上水道事業債	403,301		1,004,136					1,407,437
	簡易水道事業債	809,466	823,119	484,263	177,825	337,567	452,671	305,327	3,390,238
	下水道事業債(公共・農集等)	652,067	20,000	2,423,310	18,400	1,488,606	2,182,535	980,014	7,764,932
	観光施設事業債							88,889	88,889
	病院事業債		676,864						676,864
	過疎債(簡易水道事業)	47,774	320,031		64,667	151,442	107,510	134,746	826,170
	過疎債(下水道事業)					434,014	549,493	261,433	1,244,940
	過疎債(観光施設事業)							219,000	219,000
	過疎債(病院事業)		6,074						6,074
	辺地債(簡易水道事業)	77,140			23,465				100,605
	一般単独債(国民宿舎事業)		68,934						68,934
	一般公共債(簡易水道事業)				8,617				8,617
	小計	1,989,748	1,915,022	3,911,709	292,974	2,411,629	3,292,209	1,989,409	15,802,700
合計	8,220,902	5,456,472	8,130,521	1,647,686	4,782,876	5,240,393	2,949,089	36,427,939	

平成14年度地方公共団体決算統計調査等による平成14年度末現在の数値より

9. 債務負担行為の現況

(単位：千円)

区 分	勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村	合 計
平成15年度以降の支出予定額	86,404	7,450	254	74,299	89,807	25,000	5,087	288,301
1. 物件の購入に係るもの								
(1)土地の購入に係るもの								
(2)建造物の購入に係るもの								
(3)その他の物件の購入に係るもの								
(4)製造・工事の請負に係るもの						25,000		25,000
2. 債務保証又は損失補償に係るもの								
(1)公社・協会等に係るもの								
(2)その他に係るもの								
3. その他	86,404	7,450	254	74,299	89,807		5,087	263,301
(1)利子補給等に係るもの	86,404	7,450	254	74,299	89,807		5,087	263,301
ア 農林水産関係に係るもの	86,404	7,450	254	74,299	89,807		5,087	263,301
イ 商工関係に係るもの								
ウ 住宅関係に係るもの								
エ その他								
(2)その他に係るもの								

平成14年度地方公共団体決算統計調査による平成14年度末現在の数値より

10 . 公営企業会計の現況

(単位：千円)

区 分		勝山町			湯原町			湯原町		
		水道事業			観光事業(桃李荘)			病院事業		
		資産額	減価償却 累計額	償 却 未済額	資産額	減価償却 累計額	償 却 未済額	資産額	減価償却 累計額	償 却 未済額
有形 固定 資産	土 地	20,769		20,769	75,587		75,587	118,032		118,032
	建 物	45,300	15,580	29,720	331,550	148,396	183,154	790,452	298,995	491,457
	機械及び装置	164,131	109,530	54,601						
	構築物	769,702	259,958	509,744	28,499	16,009	12,490	17,558	14,344	3,214
	工具機器及び備品	4,400	3,405	995	35,066	29,811	5,255	343,222	272,325	70,897
	車両及び運搬具	3,088	2,208	880	1,444	1,148	296	22,756	18,060	4,696
	建設仮勘定							440,381		440,381
小 計	1,007,390	390,681	616,709	472,146	195,364	276,782	1,732,401	603,724	1,128,677	
無形固定資産		50		50						
合 計		1,007,440	390,681	616,759	472,146	195,364	276,782	1,732,401	603,724	1,128,677

区 分		久世町		
		水道事業		
		資産額	減価償却 累計額	償 却 未済額
有形 固定 資産	土 地	138,034		138,034
	建 物	107,112	18,478	88,634
	機械及び装置	414,284	254,532	159,752
	構築物	1,632,284	545,735	1,086,549
	工具機器及び備品	4,726	4,395	331
	車両及び運搬具	5,161	3,524	1,637
	量水器			
小 計	2,301,601	826,664	1,474,937	
無形固定資産		73		73
合 計		2,301,674	826,664	1,475,010

地方公営企業法に該当する会計、平成14年度末現在の数値より

一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目10)

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 7町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。
- 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

平成15年10月8日提出

真庭地域合併協議会
会長 藤木 寛

真庭地域合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目
調整の内容	1 7町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。	

[H15.4.1 現在：平成15年度定員管理調査（教育長含む）]

現 況						
勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
[職員の定数及び職員数]	[職員の定数及び職員数]	[職員の定数及び職員数]	[職員の定数及び職員数]	[職員の定数及び職員数]	[職員の定数及び職員数]	[職員の定数及び職員数]
条例定数 131人	条例定数 163人	条例定数 159人	条例定数 50人	条例定数 43人	条例定数 47人	条例定数 36人
現有職員数	現有職員数	現有職員数	現有職員数	現有職員数	現有職員数	現有職員数
・普通会計	・普通会計	・普通会計	・普通会計	・普通会計	・普通会計	・普通会計
一般行政 85人	一般行政 62人	一般行政 95人	一般行政 31人	一般行政 (8) 46人	一般行政 43人	一般行政 (5) 26人
特別行政	特別行政	特別行政	特別行政	特別行政	特別行政	特別行政
教育 13人	教育 13人	教育 40人	教育 5人	教育	教育	教育 (4) 6人
小計 98人	小計 75人	小計 135人	小計 36人	小計 (8) 46人	小計 43人	小計 (9) 32人
・公営企業等会計	・公営企業等会計	・公営企業等会計	・公営企業等会計	・公営企業等会計	・公営企業等会計	・公営企業等会計
病院	病院 67人	病院	病院	病院	病院	病院
水道 4人	水道 2人	水道 5人	水道 1人	水道 1人	水道	水道 1人
交通	交通	交通	交通	交通	交通	交通
下水道 人	下水道 1人	下水道 4人	下水道 2人	下水道 2人	下水道 1人	下水道 2人
その他 3人	その他 7人	その他 4人	その他 1人	その他 2人	その他 2人	その他 3人
小計 7人	小計 77人	小計 13人	小計 4人	小計 5人	小計 3人	小計 6人
合計 105人	合計 152人	合計 148人	合計 40人	合計 (8) 51人	合計 46人	合計 (9) 38人
				教育長含まず。 ()は臨時職員の内書き。	教育長含まず。	()は臨時職員の内書き。

真庭地域合併協議会の調整内容

協議事項	10 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の職名
調整の内容			

(H15.4.1 現在)

現 況						
勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
<p>[職員の種類]</p> <p>・ 吏員 課長、検査員、課長代理、上席園長、課長補佐、出納室長、支所長、主幹、園長、園長補佐、上席係長、上席主査、係長、室長補佐、主査、主任、主事 上席保育主査、保育主査、主任保育士、上席保育士、保育士、上席主査保健師、主査保健師、主任保健師、上席保健師、保健師、上席主査栄養士、主査栄養士、主任栄養士、上席栄養士、栄養士、上席技師、技師</p> <p>・ その他の職員 主事補、技師補、初級保育士、初級保健師、初級栄養士、主査技術員、主任技術員、上席技術員、技術員、技術補助員</p>	<p>[職員の種類]</p> <p>・ 吏員 参与、課長、支配人、事務長、参事、副支配人、支所長、室長、園長、所長、課長補佐、事務次長、支所長補佐、室長補佐、主幹、副主幹、係長、主査、主任、主事 院長、副院長、分院長、医局長、医長、医師、技術部長、技術部次長、技師、薬剤師、看護部長、看護部次長、科長、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、保健師、助産師、主任看護師、看護師、管理栄養士、栄養士、主任保育士、保育士</p> <p>・ その他の職員 主事補、技師補、嘱託、事務補助員、技術補助員</p>	<p>[職員の種類]</p> <p>・ 吏員 課長、課長代理、課長補佐 検査主幹、室長、参事、園長、主幹、主査、係長、主任、主事、主事補 技師、保健師、栄養士、保育士、技師補</p> <p>・ その他の職員 自動車運転手、事務補、廃棄物処理施設管理人、清掃員、調理員、用務員</p>	<p>[職員の種類]</p> <p>・ 吏員 出納室長、課長、課長補佐、主幹、主査、主任、主事、主事補 保健師、栄養士、保育士、その他の職員 自動車運転手、調理員、用務員、業務嘱託</p>	<p>[職員の種類]</p> <p>・ 吏員 課長、室長、参事、園長、課長補佐、主幹、係長、主任、主事、主事補 主幹保健師 主任保健師、保健師、主幹栄養士、主任栄養士、栄養士、主幹保育士、主任保育士、保育士</p> <p>・ その他の職員 調理員、用務員</p>	<p>[職員の種類]</p> <p>・ 吏員 参与、課長、室長、参事、議会事務局長、保育園長、農業委員会事務局長、課長補佐、室長補佐、主幹、係長、主査、主任、主事、主事補 保健師、栄養士、保育士、技師、技師補</p> <p>・ その他の職員 運転技術員、調理員、用務員、ホームヘルパー</p>	<p>[職員の種類]</p> <p>・ 吏員 所長、課長、支配人、事務局長、園長、室長、課長補佐、主幹、係長、主任、主事、主事補、主任保育士、保育士、看護婦、技師</p> <p>・ その他の職員 技師補、自動車運転手、調理員、用務員、給食婦</p>
* 7 町村共通と考えられる職名は太字表記						

真庭地域合併協議会の調整内容

協議事項	10 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の職名
調整の内容			

(H15.4.1 現在)

現 況						
勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
給料表 一般行政職 8 級制 技能労務職 5 級制 級別職務分類 (抜粋) 1 級 主事補等、初級 保育士等 2 級 主事等、保育士 等、出納員、 3 級 上席主事等、上 席保育士等、上席 出納員 4 級 主任等、主任保 育士等 5 級 係長、室長補佐、 主査、保育主査等 6 級 課長補佐、主幹、 上席係長、出納室 長、上席主査、上 席主査保育士等、 園長、園長補佐、 支所長、公民館長 7 級 課長心得等、上 席園長、課長代理 8 級 課長、事務局長	給料表 一般行政職 8 級制 技能労務職 5 級制 医療職 (一) 1 級制 医療職 (二) 6 級制 医療職 (三) 5 級制 級別職務分類 (抜粋) 1 級 主事補等 2 級 主事等 3 級 主事等 4 級 係長、主査、主 任等 5 級 主幹、係長、主 査、主任等 6 級 課長補佐、事務 次長、副支配人、 園長、主幹等 7 級 課長、事務長、 支配人、議会事務 局長、参事等 8 級 課長、事務長、 支配人、議会事務 局長、参事等	給料表 一般行政職 8 級制 技能労務職 6 級制 教育職 3 級制 級別職務分類 (抜粋) 1 級 主事補等、保育 士補等 2 級 主事等、保育士 等 3 級 主事等、保育士 等 4 級 係長、主任 5 級 主査、主幹 主査、保育主査等 6 級 検査主幹、参 事、課長補佐 7 級 課長代理、園 長、課長、局長 8 級 課長	給料表 一般行政職 8 級制 技能労務職 5 級制 級別職務分類 (抜粋) 1 級 主事、保育士 等、主事補 2 級 主事、保育士等 3 級 主事、保育士等 4 級 主査、主任 5 級 主査、主任 6 級 主幹 7 級 課長補佐、課長 8 級 課長、出納室長	給料表 一般行政職 8 級制 技能労務職 5 級制 級別職務分類 (抜粋) 1 級 主事、保育士 等、主事補 2 級 主事、保育士等 3 級 主事、保育士等 4 級 係長、主任、主 任保育士等 5 級 係長、主任、主 任保育士等 6 級 主幹、主幹保育 士等、課長補佐、 園長代理、園長、 局長 7 級 主幹、主幹保育 士等、課長補佐、 園長代理、園長、 局長、参事、室 長、課長 8 級 園長、局長、参 事、室長、課長	給料表 一般行政職 8 級制 技能労務職 5 級制 級別職務分類 (抜粋) 1 級 主事、保育士 等、主事補 2 級 主事、保育士等 3 級 主事、保育士等 4 級 係長、主任 5 級 係長、主査 6 級 課長補佐、室長 補佐、主幹、局 長、園長 7 級 課長、室長、参 事、課長補佐、室 長補佐、主幹、局 長、園長 8 級 参与、課長、室 長、参事、局長、 園長	給料表 一般行政職 8 級制 技能労務職 5 級制 教育職 4 級制 級別職務分類 (抜粋) 1 級 主事補、保育士 等 2 級 主事、保育士等 3 級 主事、保育士等 4 級 係長、主任、保 育士等 5 級 係長、主任、保 育士等 6 級 課長補佐、主 幹、保育園長、主 任保育士、看護婦 長、 7 級 課長、支配人、 局長、室長、課長 補佐、主幹、保育 園長、主任保育 士、看護婦長 8 級 課長、支配人、 局長、室長、保育 園長、

真庭地域合併協議会の調整内容

協議事項	10 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の職名
調整の内容			

(H15.4.1 現在)

現 況						
勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
支給日 ・給料 毎月 15 日 ・期末勤勉手当 6 / 30、12 / 15 初任給 (一般行政職) ・大卒 2 級 2 号給 ・短大 1 級 5 号給 ・高校 1 級 3 号給 扶養手当 (国と同様) 調整手当 なし 住居手当 (国と同様) 初任給調整手当 なし 通勤手当 町独自 (2,000 ~ 15,000 円) 単身赴任手当 なし 特殊勤務手当 ・伝染病防疫等作業 ・山林現場 ・大型機械運転 ・清掃作業 ・行路死亡人取扱 ・猿害対策業務	支給日 ・給料 毎月 15 日 ・期末勤勉手当 6 / 15、12 / 15 初任給 (一般行政職) ・大卒 2 級 2 号給 ・短大 1 級 5 号給 ・高校 1 級 3 号給 扶養手当 (国と同様) 調整手当 (医師対象のみ) 住居手当 (国と同様) 初任給調整手当 (医師対象のみ) 通勤手当 町独自 (2,000 ~ 25,200 円) 単身赴任手当 なし 特殊勤務手当 ・徴収業務従事職員 ・行旅病人等収容作業 従事職員 ・伝染病防疫等作業 ・危険な現場従事職員 ・病院等の特定業務に 係る職員に対する特 殊勤務手当 10 手当	支給日 ・給料 毎月 20 日 ・期末勤勉手当 6 / 15、12 / 15 初任給 (一般行政職) ・大卒 2 級 2 号給 ・短大 1 級 5 号給 ・高校 1 級 3 号給 扶養手当 (国と同様) 調整手当 甲地 10-12% 乙地 5% 住居手当 (国と同様) 初任給調整手当 なし 通勤手当 町独自 (2,000 ~ 20,900 円) 単身赴任手当 (国と同様) 特殊勤務手当 ・伝染病防疫等作業 ・町税滞納処分業務従 事者 ・清掃作業従事者 ・犬・猫死体処理業務 従事者 ・行旅病人及び行旅死 亡人の取扱業務従 事者	支給日 ・給料 毎月 21 日 ・期末勤勉手当 6 / 21、12 / 21 初任給 (一般行政職) ・大卒 2 級 2 号給 ・短大 1 級 5 号給 ・高校 1 級 3 号給 扶養手当 (国と同様) 調整手当 なし 住居手当 (国と同様) 初任給調整手当 なし 通勤手当 (国と同様) 単身赴任手当 (国と同様) 特殊勤務手当 ・伝染病防疫等作業 ・除雪従事者 ・大型車両運転従事職 員	支給日 ・給料 毎月 18 日 ・期末勤勉手当 6 / 18、12 / 18 初任給 (一般行政職) ・大卒 2 級 2 号給 ・短大 1 級 5 号給 ・高校 1 級 3 号給 扶養手当 (国と同様) 調整手当 なし 住居手当 (国と同様) 初任給調整手当 なし 通勤手当 村独自 (2,700 ~ 25,200 円) 単身赴任手当 (国と同様) 特殊勤務手当 ・伝染病防疫等作業	支給日 ・給料 毎月 15 日 ・期末勤勉手当 6 / 15、12 / 15 初任給 (一般行政職) ・大卒 2 級 2 号給 ・短大 1 級 5 号給 ・高校 1 級 3 号給 扶養手当 (国と同様) 調整手当 なし 住居手当 (国と同様) 初任給調整手当 なし 通勤手当 村独自 (2,900 ~ 20,900 円) 単身赴任手当 (国と同様) 特殊勤務手当 ・感染病防疫等作業 ・除雪従事者 ・狂犬病予防業務従事 者 ・防災行政無線放送業 務従事者	支給日 ・給料 毎月 15 日 ・期末勤勉手当 6 / 15、12 / 15 初任給 (一般行政職) ・大卒 2 級 2 号給 ・短大 1 級 5 号給 ・高校 1 級 3 号給 扶養手当 (国と同様) 調整手当 なし 住居手当 (国に準ず る。家賃 55,000 円以上区分無し) 初任給調整手当 なし 通勤手当 村独自 (2,000 ~ 20,900 円) 単身赴任手当 (国と同様) 特殊勤務手当 ・伝染病防疫等作業 ・除雪従事者 ・医師送迎 ・イベント等従事者

真庭地域合併協議会の調整内容

協議事項	10 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の職名
調整の内容			

(H15.4.1 現在)

現 況						
勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
<p>時間外勤務手当 給料月額×12×(支給割合)/(40×52)-(19×8)</p> <p>宿日直手当 一般宿日直 4,200 円</p> <p>寒冷地手当 (国と同様:1級地)</p> <p>管理職手当 課長・局長 8/100 課長心得等 5/100 園長 5/100</p> <p>管理職特別勤務手当 なし</p> <p>期末手当 ・支給率:国と同様 ・支給基礎:給料月額、扶養手当、役職加算</p> <p>勤勉手当 ・支給率:国と同様 ・支給基礎:給料月額、役職加算</p>	<p>時間外勤務手当 給料月額×12×(支給割合)/(40×52)-(19×8)</p> <p>宿日直手当 一般宿日直 4,300 円</p> <p>寒冷地手当 (国と同様:2級地)</p> <p>管理職手当 課長、事務局長、室長、支配人、事務長、部長、支所長 6/100</p> <p>管理職特別勤務手当 なし</p> <p>期末手当 ・支給率:国と同様 ・支給基礎:給料月額、扶養手当、役職加算</p> <p>勤勉手当 ・支給率:国と同様 ・支給基礎:給料月額、役職加算</p>	<p>・精神障害者等収容業務従事者</p> <p>時間外勤務手当 (国と同様) 給料月額×12×(支給割合)/(40×52)</p> <p>宿日直手当 一般宿日直 4,200 円</p> <p>寒冷地手当 (国と同様:1級地)</p> <p>管理職手当 課長、議会事務局長、施設長 10/100 課長代理、園長、園長代理 6/100</p> <p>管理職特別勤務手当 課長、議会事務局長、施設長、課長代理、園長、園長代理 12,000 円</p> <p>期末手当 ・支給率:国と同様 ・支給基礎:給料月額、扶養手当、役職加算</p> <p>勤勉手当 ・支給率:国と同様 ・支給基礎:給料月額、役職加算</p>	<p>時間外勤務手当 (国と同様)</p> <p>宿日直手当 一般宿日直 4,200 円</p> <p>寒冷地手当 (国と同様:1級地)</p> <p>管理職手当 課長、出納室長 7/100 課長補佐 5/100</p> <p>管理職特別勤務手当 課長、出納室長、課長補佐 12,000 円</p> <p>期末手当 ・支給率:国と同様 ・支給基礎:給料月額、扶養手当、役職加算</p> <p>勤勉手当 ・支給率:国と同様 ・支給基礎:給料月額、役職加算</p>	<p>時間外勤務手当 (国と同様)</p> <p>宿日直手当 一般宿日直 4,200 円</p> <p>寒冷地手当 (国と同様:3級地)</p> <p>管理職手当 課長、局長、室長、園長、参事 7/100</p> <p>管理職特別勤務手当 課長、局長、室長、園長、参事 12,000 円</p> <p>期末手当 ・支給率:国と同様 ・支給基礎:給料月額、扶養手当、役職加算</p> <p>勤勉手当 ・支給率:国と同様 ・支給基礎:給料月額、役職加算</p>	<p>時間外勤務手当 (国と同様)</p> <p>宿日直手当 一般宿日直 4,200 円</p> <p>寒冷地手当 (国と同様:3級地)</p> <p>管理職手当 参与、課長、室長、議会事務局長 7/100 参事、園長、農業委員会事務局長 5/100</p> <p>管理職特別勤務手当 参与、課長、室長、議会事務局長、参事、園長、農業委員会事務局長 12,000 円</p> <p>期末手当 ・支給率:国と同様 ・支給基礎:給料月額、扶養手当、役職加算</p> <p>勤勉手当 ・支給率:国と同様 ・支給基礎:給料月額、役職加算</p>	<p>時間外勤務手当 (国と同様)</p> <p>宿日直手当 一般宿日直 4,200 円</p> <p>寒冷地手当 (国と同様:3級地)</p> <p>管理職手当 課長、議会事務局長、支配人、室長 7/100 園長、農業委員会事務局長 5/100</p> <p>管理職特別勤務手当 課長、議会事務局長、支配人、室長、園長、農業委員会事務局長 12,000 円</p> <p>期末手当 ・支給率:国と同様 ・支給基礎:給料月額、扶養手当、役職加算</p> <p>勤勉手当 ・支給率:国と同様 ・支給基礎:給料月額、役職加算</p>

協議事項	10 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	職員の職名
調整の内容			

(H15.4.1 現在)

現 況						
勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
期末勤勉役職加算 15% 8級 10% 7級～6級 5% 5級～4級 昇級停止年齢 一般行政職 55歳 退職時の特昇制度 なし 退職予定特昇制度 発令時 50～56歳 2号給 発令時 56～59歳 1号給	期末勤勉役職加算 15% 8級 10% 7級～6級並び に在職 30年以上 5% 5級～4級並び に在職 17年以上 30年未満 昇級停止年齢 一般行政職 55歳 退職時の特昇制度 ・定年退職 ・勸奨 満 50歳以上適用 勤続 20年未満 2号給 3号給 ・死亡 なし ・自己都合 なし 退職予定特昇制度 なし	期末勤勉役職加算 15% 8級 10% 7級～6級 5% 5級～4級 昇級停止年齢 一般行政職 55歳 退職時の特昇制度 なし 退職予定特昇制度 ・定年退職 なし ・勸奨 50～55歳に達す る年度の末日まで に退職 3号給 55歳に達する年 度末をこえ 56歳に 達する年度の末日 までに退職 2号給 56歳に達する年 度末をこえ 57歳に 達する年度の末日 までに退職 1号給	期末勤勉役職加算 15% 8級 10% 7級～6級 5% 5級～4級 昇級停止年齢 一般行政職 55歳 退職時の特昇制度 ・定年退職 勤続 20年以上 1号給 ・勸奨 満 57歳に達した日 の属する年度初日、 満 53歳以上の希望 申出。 10年以上 1号給 20年以上 2号給 ・死亡 10年以上 1号給 20年以上 2号給 ・自己都合 20年以上 1号給 退職予定特昇制度 なし	期末勤勉役職加算 15% 8級 10% 7級～6級 5% 5級～4級 昇級停止年齢 一般行政職 55歳 退職時の特昇制度 ・定年退職 勤続 20年以上 1号給 ・勸奨 満 57歳に達した 日、満 50歳以上の 者の申出。 10年以上 1号給 20年以上 2号給 ・死亡 10年以上 1号給 20年以上 2号給 ・自己都合 20年以上 1号給 退職予定特昇制度 なし	期末勤勉役職加算 15% 8級 10% 7級～6級 5% 5級～4級 昇級停止年齢 一般行政職 55歳 退職時の特昇制度 ・定年退職 勤続 10年以上 1号給 2号給 ・勸奨 内定を行う年の 3 月 31日現在で 58歳 の者、満 50歳以上 の希望申出。 退職時 1号給昇級 加算 (注) 16年 4月廃止 ・死亡 定年退職と同様 ・自己都合 定年退職と同様 退職予定特昇制度 なし	期末勤勉役職加算 15% 8級 10% 7級～6級 5% 5級～4級 昇級停止年齢 一般行政職 55歳 退職時の特昇制度 ・定年退職 勤続 20年以上 1号給 ・勸奨 満 57歳に達した 日、満 50歳以上の 者の申出。 10年以上 1号給 20年以上 2号給 ・死亡 10年以上 1号給 20年以上 2号給 ・自己都合 20年以上 1号給 退職予定特昇制度 なし

一般職の身分の取扱いに関する法令

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外は一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

（職員の身分取扱い）

第 9 条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

先進事例

あきる野市

2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。
給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

篠山市

篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。
給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。

西東京市

2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し、統一を図る。
給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。

さいたま市

一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

特別職の職員の身分の取扱いについて(協定項目12)

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 特別職の職員（議会議員、農業委員及び消防団員を除く。）の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。
 - (1) 首長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令等の定めるところによる。
 - (2) 行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。
 - (3) 新市において引き続き設置する必要がある審議会、委員会等の附属機関の委員その他非常勤の特別職の職員等の人数、任期は、現行の制度を基に再編、調整し、合併時に新たに創設する。
- 2 特別職の職員の報酬については、現行報酬額及び類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整する。

平成15年10月8日提出

真庭地域合併協議会

会長 藤 木 寛

真庭地域合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	1 2 特別職の職員の身分の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>1 特別職の職員（議会議員、農業委員及び消防団員を除く。）の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <p>（1）首長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令等の定めるところによる。</p> <p>（2）行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。</p> <p>（3）新市において引き続き設置する必要のある審議会、委員会等の附属機関の委員その他非常勤の特別職の職員等の人数、任期は、現行の制度を基に再編、調整し、合併時に新たに創設する。</p> <p>2 特別職の職員の報酬については、現行報酬額及び類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整する。</p>	

現 況						
勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
1 常勤の特別職	1 常勤の特別職	1 常勤の特別職	1 常勤の特別職	1 常勤の特別職	1 常勤の特別職	1 常勤の特別職
町長 1名 助役 1名 収入役 1名 教育長 1名	町長 1名 助役 1名 教育長 1名	町長 1名 助役 1名 収入役 1名 教育長 1名	村長 1名 助役 1名 収入役（職務代理者） 教育長 1名	村長 1名 助役 1名 収入役（職務代理者）	村長 1名 助役 1名 収入役 1名	村長 1名 助役 1名 収入役 1名 教育長（職務代理）
				蒜山教育事務組合教育委員会教育長		
2 議会議員	2 議会議員	2 議会議員	2 議会議員	2 議会議員	2 議会議員	2 議会議員
議長 1名 副議長 1名 議員 14名 （議会議員定数・任期の取扱いは、「議会議員の定数及び任期の取扱い（協定項目6）」で別に協議する。）	議長 1名 副議長 1名 議員 10名 （議会議員定数・任期の取扱いは、「議会議員の定数及び任期の取扱い（協定項目6）」で別に協議する。）	議長 1名 副議長 1名 議員 14名 （議会議員定数・任期の取扱いは、「議会議員の定数及び任期の取扱い（協定項目6）」で別に協議する。）	議長 1名 副議長 1名 議員 8名 （議会議員定数・任期の取扱いは、「議会議員の定数及び任期の取扱い（協定項目6）」で別に協議する。）	議長 1名 副議長 1名 議員 8名 （議会議員定数・任期の取扱いは、「議会議員の定数及び任期の取扱い（協定項目6）」で別に協議する。）	議長 1名 副議長 1名 議員 8名 （議会議員定数・任期の取扱いは、「議会議員の定数及び任期の取扱い（協定項目6）」で別に協議する。）	議長 1名 副議長 1名 議員 6名 （議会議員定数・任期の取扱いは、「議会議員の定数及び任期の取扱い（協定項目6）」で別に協議する。）

真庭地域合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	1 2 特別職の職員の身分の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現 況						
勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
3 行政委員会 ・教育委員会 委員長 1人 委員 3人 ・選挙管理委員会 委員長 1人 委員 3人 ・監査委員 2人 ・農業委員会 委員長 1人 委員 17人 (農業委員会委員は、協定項目8で、別に協議する。)	3 行政委員会 ・教育委員会 委員長 1人 委員 3人 ・選挙管理委員会 委員長 1人 委員 3人 ・監査委員 2人 ・農業委員会 委員長 1人 委員 16人 (農業委員会委員は、協定項目8で、別に協議する。)	3 行政委員会 ・教育委員会 委員長 1人 委員 3人 ・選挙管理委員会 委員長 1人 委員 3人 ・監査委員 2人 ・農業委員会 委員長 1人 委員 17人 (農業委員会委員は、協定項目8で、別に協議する。)	3 行政委員会 ・教育委員会 委員長 1人 委員 3人 ・選挙管理委員会 委員長 1人 委員 3人 ・監査委員 2人 ・農業委員会 委員長 1人 委員 11人 (農業委員会委員は、協定項目8で、別に協議する。)	3 行政委員会 蒜山教育事務組合教育委員会 委員長 1人 委員 3人 ・選挙管理委員会 委員長 1人 委員 3人 ・監査委員 2人 ・農業委員会 委員長 1人 委員 13人 (農業委員会委員は、協定項目8で、別に協議する。)	3 行政委員会 ・選挙管理委員会 委員長 1人 委員 3人 ・監査委員 2人 ・農業委員会 委員長 1人 委員 13人 (農業委員会委員は、協定項目8で、別に協議する。)	3 行政委員会 ・教育委員会 委員長 1人 委員 1人 ・選挙管理委員会 委員長 1人 委員 3人 ・監査委員 2人 ・農業委員会 委員長 1人 委員 11人 (農業委員会委員は、協定項目8で、別に協議する。)
4 審議会・委員会等の付属機関 ・特別職報酬審議会委員 ・部落長 ・愛育委員 ・栄養委員 ・環境衛生推進協議会 ・青少年問題協議会委員 ・国民健康保険運営協議会 ・民生委員 ・民生委員推薦会委員 ・村有林監視員 ・防災会議 他	4 審議会・委員会等の付属機関 ・特別職報酬審議会委員 ・区長 ・愛育委員 ・栄養改善協議会委員 ・環境衛生民間指導委員 ・青少年問題協議会委員 ・国民健康保険運営協議会 ・民生委員 ・民生委員推薦会委員 ・山林取締委員 ・防災会議 ・消防賞じゅつ金等審査委員会 他	4 審議会・委員会等の付属機関 ・特別職報酬審議会委員 ・部落嘱託員 ・愛育委員 ・栄養改善委員 ・環境衛生指導員 ・青少年問題協議会委員 ・国民健康保険運営協議会 ・民生委員 ・民生委員推薦会委員 ・防災会議 ・消防賞じゅつ金等審査委員会 他	4 審議会・委員会等の付属機関 ・特別職報酬審議会委員 ・地区行政委員 ・愛育委員 ・栄養改善協議会委員 ・環境衛生委員 ・青少年健全育成委員 ・国民健康保険運営協議会 ・民生委員 ・民生委員推薦会委員 ・公有林取締委員 ・防災会議 ・消防賞じゅつ金等審査委員会 他	4 審議会・委員会等の付属機関 ・特別職報酬審議会委員 ・部落代表者 ・愛育委員 ・栄養改善協議会委員 ・環境衛生委員 ・青少年問題協議会委員 ・国民健康保険運営協議会 ・民生委員 ・民生委員推薦会委員 ・村有林野保護委員 ・防災会議 ・消防賞じゅつ金等審査委員会 他	4 審議会・委員会等の付属機関 ・特別職報酬審議会委員 ・部落代表者 ・愛育委員 ・栄養改善協議会委員 ・環境衛生推進委員 ・青少年問題協議会委員 ・国民健康保険運営協議会 ・民生委員 ・民生委員推薦会委員 ・村有林野保護監視委員 ・防災会議 ・消防賞じゅつ金等審査委員会 他	4 審議会・委員会等の付属機関 ・特別職報酬審議会委員 ・村務委員 ・愛育委員 ・栄養委員 ・青少年問題協議会委員 ・国民健康保険運営協議会 ・民生委員 ・民生委員推薦会委員 ・官公造林看守人 ・防災会議 ・消防賞じゅつ金等審査委員会 他

行政委員会の概要

事項 種類	法令の根拠	設置団体	権 限	組織（委員会の身分的取扱等）			
				委員数	選任の方法	任期	直接請求
教育委員会	法 180 の 8 地教行法 2～15	都道府県・ 市町村	教育機関の管理、教職員の任免、 学校の組織編成等、社会教育・学 術・文化に関する事務の管理執行	5人（条例により、 都道府県・指定都市 は 6 人、町村は 3 人にする可）	議会の同意 を得て長が 任命	4 年	解 職 請 求 （ 地 教 行 法 8）
選挙管理委 員会	法 181～194	都道府県・ 市町村	選挙に関する事務、これに関係の ある事務の管理	4 人	議会におい て選挙	4 年	解 職 請 求 （ 法 86）
人事委員会 （公平委員 会）	法 202 の 2 地公法 7～12	・人事 都道府県・指定都市 （人口 15 万以上の 市・特別区は人事・ 公平の選択設置） ・公平 市（人口 15 万未満・ 人口 15 万以上は人事 と選択）町村	・人事 人事行政に関する調査・研究・企 画・立案・勧告・試験・選考等、 勤務条件に関する措置要求・不利 益処分にかかる審査 ・公平 勤務条件に関する措置要求・不利 益処分にかかる審査	3 人	議会の同意 を得て長が 選任	4 年	なし
				他の地方公共団体に委託して事務を処理させることができる			
監査委員	法 195～202、252 の 32、 252 の 33、252 の 35、 252 の 36、252 の 38～ 252 の 44	都道府県・ 市町村	財務に関する事務の執行・経営に かかる事務の管理・一般行政事務 の執行に関する監査の実施・外部 監査契約に基づく監査に関する事 務	都道府県・25 万市 4 人、市 3～2 人、町 村 2 人	議会の同意 を得て長が 選任	識見を有 する者 4 年議員 議員の任 期（4 年）	解 職 請 求 （ 法 86）
農業委員会	法 202 の 2 農委法 3～35	市町村	農地等利用関係の調整、農地の交 換分合その他農地の関する事務及 び農政事務	不 定	一部公選、一 部長が選任	3 年	解 任 請 求 （ 農 委 法 14）
固定資産評 価審査委員 会	法 202 の 2 地税法 423～434	市町村	固定資産課税台帳に登録された価 格に関する不服の審査決定	3 人以上	議会の同意 を得て長が 選任	3 年	なし

行政委員会委員の身分の取扱い(新設合併の場合)

区 分	内 容
教育委員会	<p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】</p> <p>7 町村の委員は、失職する。 失職した委員から新市職務執行者が 5 人の委員を臨時に選任する。(18 条) 選任された委員の任期は、設置後最初に行われる市長選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで(18 条) 教育長は、選任された委員の互選により当該委員のうちから定めた者(委員長に選任された委員を除く。)(19 条) その後、市長が、議会の同意を得て任命する。 ・最初に任命された委員の任期(第 20 条) 定数が 5 人の場合 2 人は 4 年、1 人は 3 年、1 人は 2 年、1 人は 1 年 定数が 3 人の場合 1 人は 4 年、1 人は 3 年、1 人は 2 年</p>
選挙管理委員会	<p>【地方自治法施行令第 4 条】</p> <p>7 町村の委員は、失職する。 議会において選挙されるまでの間、従来選挙管理委員会委員であった者の互選により 4 人を定める。なお、職務執行者は、あらかじめ互選を行う場所及び日時について関係人に通知する。 任期は、新市議会で委員が選挙されるまで その後、市議会において選挙...地方自治法 182 条</p>
監査委員	<p>【地方自治法第 195 条、196 条、197 条】</p> <p>7 町村の委員は失職する。 * 監査委員は、新市監査委員に担任する事務を引き継がなければならない。 ...地方自治法施行令 141 条 新市長が議会の同意を得て、優れた識見を有する者及び議員のうちから選任する。 ...196 条 定数は、市にあっては、条例の定めにより、3 人又は 2 人...195 条 任期は 4 年...197 条</p>
公平委員会	<p>【地方公務員法第 7 条第 3 項、第 4 項、第 9 条】</p> <p>人口 15 万未満の市町村は、条例で公平委員会を置くものとする。 新市長が議会の同意を得て、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから選任する。...9 条 定数は、3 人...9 条 任期は 4 年...9 条 ・他の地方公共団体へ委託して事務を処理させることができる。...7 条</p>

農業委員会	協定項目 8 「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」にて協議
固定資産評価審査委員会	<p>【地方税法第 423 条】</p> <p>7 町村の委員は失職する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 職務執行者は、市長が選挙されるまでの間は、従来の委員であった者のうちから選任した者を委員に充てることができる。(選任する場合は、条例で定められた 3 人以上の定数) - 2 市長は、設置後最初に召集される議会の同意を得て委員が選任されるまでの間、従来の委員であった者のうちから選任した者を委員に充てることができる。(選任する場合は、条例で定められた 3 人以上の定数) <p>委員数は、3 人以上とし新市において条例で定める。</p> <p>市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て選任する。</p>

特別職等の給与(報酬)調べ

区分		勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
町 村 長	給 与	730,000円 減額後(718,000円)	730,000円	760,000円	700,000円	700,000円	700,000円	700,000円
助 役		580,000円 減額後(570,000円)	600,000円	610,000円	570,000円	570,000円	570,000円	570,000円
収 入 役		530,000円 減額後(521,000円)		565,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円
教 育 長		530,000円 減額後(521,000円)	550,000円	565,000円	470,000円	蒜山教育事務組合教育長 510,000		460,000円
四役	期 末	6月 225/100	6月 170/100	6月 170/100	6月 155/100	6月 170/100	6月 170/100	6月 170/100
		1 2月 240/100	1 2月 180/100	1 2月 180/100	1 2月 170/100	1 2月 180/100	1 2月 180/100	1 2月 180/100
		役職加算 15%	役職加算 49%	役職加算 49%	役職加算 45%	役職加算 45%	役職加算 45%	役職加算 45%
議 長	給 与	285,000円	270,000円	300,000円	260,000円	260,000円	260,000円	260,000円
副 議 長		225,000円	220,000円	240,000円	210,000円	210,000円	210,000円	210,000円
委 員 長		210,000円	200,000円	215,000円	190,000円	200,000円	200,000円	200,000円
議 員		210,000円	200,000円	215,000円	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円
議員等	期 末	6月 170/100	6月 170/100	6月 170/100	6月 155/100	6月 170/100	6月 170/100	6月 170/100
		1 2月 180/100	1 2月 180/100	1 2月 175/100	1 2月 170/100	1 2月 180/100	1 2月 180/100	1 2月 180/100
		役職加算 15%	役職加算 15%	役職加算 15%	役職加算 15%	役職加算 15%	役職加算 15%	役職加算 15%
教育委員会委員長		年額 310,000円	月額 24,000円	月額 24,000円	年額 200,000円	蒜山教育事務組合		年額 180,000円
教育委員会副委員長 (職務代理者)		年額 255,000円	月額 23,000円	月額 22,000円	-	教育委員会委員長 月額 24,000円 教育委員会委員 月額 20,000円		年額 160,000円
教育委員会委員		年額 240,000円	月額 22,000円	月額 21,000円	年額 180,000円			
選挙管理委員会 委員長		年額 79,000円	日額 8,000円	日額 10,000円	年額 55,000円	日額 7,000円	日額 7,000円	日額 7,000円
選挙管理委員会 委員		年額 62,000円	日額 7,000円	日額 9,000円	年額 45,000円	日額 6,500円	日額 6,500円	日額 6,500円
監査委員		年額 194,000円	月額 17,000円	日額 (識見) 8,500円 (議員) 7,500円	年額 (識見) 184,000円 (議員) 92,000円	年額 (識見) 170,000円 (議員) 85,000円	年額 (識見) 170,000円 (議員) 85,000円	年額 (識見) 170,000円 (議員) 85,000円
農業委員会会長		年額 246,000円	月額 24,000円	月額 17,500円	年額 170,000円	月額 19,000円	月額 19,000円	月額 19,000円
農業委員会副会長		年額 209,000円	月額 23,000円	月額 15,000円	-	月額 17,000円	月額 17,000円	月額 17,000円
農業委員会委員		年額 184,000円	月額 22,000円	月額 14,500円	年額 160,000円	月額 16,000円	月額 16,000円	月額 16,000円
固定資産評価審査委 員		日額 4,600円	日額 6,000円	日額 5,000円	日額 6,000円	日額 6,500円	日額 7,000円	日額 6,500円

非常勤特別職の報酬調べ

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例参照）

区 分	勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
選挙長	選挙1回につき 14,500円	日額 14,000円	日額 10,400円	日額 10,000円	日額 12,000円	日額 12,000円	日額 12,000円
選挙立会人	" 10,000円	日額 8,000円	日額 8,000円	日額 7,000円	日額 6,000円	日額 6,000円	日額 5,000円
投票管理者	" 11,300円	日額 14,000円	日額 12,300円	日額 15,000円	日額 12,000円	日額 12,000円	日額 12,000円
投票立会人	" 10,000円	日額 12,000円	日額 10,500円	日額 13,000円	日額 10,000円	日額 10,000円	日額 10,000円
開票管理者	" 11,300円	日額 14,000円	日額 12,300円	日額 10,000円	日額 6,000円	日額 6,000円	日額 12,000円
開票立会人	" 6,900円	日額 8,000円	日額 8,600円	日額 7,000円	日額 12,000円	日額 12,000円	日額 5,000円
部落長(部落囑託員、部落代表者、地区行政委員、村務)	年額1人平均 32,000円 均等割 12,000円 事務量割 20,000円		年平均 25,000円	均等割 15,000円 戸数割 2,000円	均等割 15,000円 戸数割 400円	均等割 15,000円 戸数割 400円	年額1人平均 41,000円 平等割 0.5 世帯割 0.5
納税委員(納税組長)	年額1人平均 26,000円 均等割 9,800円 事務量割 16,200円	年額 9,000円以内	年平均 20,000円				
農事委員(農家組長)	年額1人平均 16,900円 均等割 7,100円 事務量割 9,800円		年平均 16,000円				
固定資産評価委員							日額 10,000円
固定資産評価補助員		日額 6,000円					
振興(総合)計画審議会委員		日額 6,000円	日額 3,800円				
表彰審査委員会委員(被表彰者選考委員会委員)			日額 3,800円				
特別職報酬等審議会委員		日額 6,000円	日額 3,800円	日額 6,000円	日額 6,500円	日額 6,500円	
吏員懲戒審査委員			日額 3,800円				
広報広聴委員会委員			日額 3,800円				
開発審議会委員			日額 3,800円				
都市計画審議会委員			日額 3,800円				
都市計画委員会委員			日額 3,800円				
ふるさとづくり事業等審議会委員				日額 6,000円			

非常勤特別職の報酬調べ

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例参照）

区 分	勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
公文書公開審査会委員				日額 6,000 円			
統計調査員				年額 4,000 円			予算の定めるところによる
防災会議委員		日額 6,000 円	日額 3,800 円				
消防委員会委員		日額 6,000 円	日額 3,800 円				
消防賞じゅつ金審査委員会委員		日額 6,000 円	日額 3,800 円				
水防協議会委員			日額 3,800 円				
交通安全対策会議委員			日額 3,800 円				
国民健康保険運営協議会委員	年額 14,700 円	日額 6,000 円	年額 12,000 円	日額 8,000 円	日額 (委員) 7,000 円 (議選) 3,500 円	日額 (委員) 7,000 円 (議選) 3,500 円	日額 (委員) 7,000 円 (議選) 3,300 円
民生委員	民生、児童委員活動費岡山県交付基準額に定める額	民生・児童委員活動費、岡山県補助金交付基準に定める額	県補助基準額	年額 72,000 円			予算の定める範囲
民生委員推薦会委員	民生、児童委員活動費岡山県交付基準額に定める額	民生・児童委員活動費、岡山県補助金交付基準に定める額	県補助基準額	日額 8,000 円	予算の定める範囲	県補助金交付基準額に定める額	予算の定める範囲
愛育委員	年額 1 人平均 14,800 円 均等割 6,100 円 事務量割 8,700 円	会長年額 20,000 円 以内 委員年額 16,000 円 以内	会長年額 16,000 円 副会長年額 13,000 円 委員年額 10,500 円	会長年額 35,000 円 幹事年額 28,000 円 委員年額 25,500 円	会長年額 55,000 円 副会長年額 50,000 円 幹事年額 45,000 円 委員年額 40,000 円	会長年額 55,000 円 副会長年額 50,000 円 幹事年額 45,000 円 委員年額 40,000 円	委員日額 5,500 円
栄養委員 (栄養改善委員)	年額 1 人平均 9,700 円 均等割 3,900 円 事務量割 5,800 円	会長年額 20,000 円 以内 委員年額 16,000 円 以内	会長年額 14,000 円 副会長年額 12,000 円 委員年額 10,000 円	会長年額 35,000 円 委員年額 24,000 円	会長年額 55,000 円 副会長年額 50,000 円 幹事年額 45,000 円 委員年額 40,000 円	会長年額 55,000 円 副会長年額 50,000 円 幹事年額 45,000 円 委員年額 40,000 円	委員日額 5,500 円
介護保険事業計画策定委員				日額 6,000 円			
国民年金委員			年平均 11,000 円				
商工振興委員会指針			日額 3,800 円				
環境衛生民間指導員委員 (環境衛生指導員)		年額 6,000 円以内	年平均 13,000 円	会長年額 15,000 円 委員年額 10,000 円	会長年額 14,000 円 委員年額 7,000 円	日額 6,500 円	
環境審議会委員			日額 3,800 円				

非常勤特別職の報酬調べ

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例参照）

区 分	勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
施設入所等判定委員				日額 8,000 円			
老人ホーム入所判定委員			日額 3,800 円				
町営住宅管理人	年額 8,400 円						
農業共済評価会委員	日額 6,700 円						
農業共済事業評価委員	日額 6,700 円						
農業共済事業損害評価会委員		日額 6,000 円					
農業振興地域整備促進協議会委員			日額 3,800 円				
農地流動化推進委員				日額 6,000 円			
村有林野保護監視員(山林取締委員、公有林取締委員、官公造林看守人)		年額 6,500 円以内		日額 6,000 円		年額 12,000 円	日額 6,500 円
河川監視員						年額 12,000 円	
公民館長	年額 41,000 円	年額 23,000 円					
公民館分館長	年額 20,500 円	年額 10,000 円					
公民館運営審議会委員	日額 4,600 円	日額 6,000 円	日額 3,800 円				
社会教育指導員	月額 90,000 円以内		月 85,000 円以内		蒜山教育事務組合	月額 220,000 円以内	
社会教育委員会委員	日額 4,600 円	日額 6,000 円	日額 3,800 円	日額 6,000 円	蒜山教育事務組合	日額 6,500 円	
青少年相談員			月 100,000 円以内		蒜山教育事務組合	月額 220,000 円以内	
青少年問題協議会委員 (青少年健全育成委員)	日額 4,600 円	日額 6,000 円	日額 3,800 円	年額 8,000 円	日額 (委員) 6,500 円 (議選) 3,500 円	日額 (委員) 6,500 円 (議選) 3,500 円	
青少年補導員			日額 3,800 円			年額 12,000 円	
教育相談員			月額 50,000 円				
体育指導委員	日額 2,300 円	日額 6,000 円	年額 15,000 円	年額 40,000 円	蒜山教育事務組合	日額 6,500 円	
地区体育指導委員			年額 12,000 円				
文化財専門委員	日額 4,600 円	日額 6,000 円					
文化財保護審議会委員会委員(文化財保護委員)			日額 3,800 円	日額 6,000 円		蒜山教育事務組合 日額 6,500 円	
人権教育推進委員会委員	日額 4,600 円			日額 6,000 円	蒜山教育事務組合	日額 6,500 円	
民主教育推進委員会委員			日額 3,800 円				
図書館協議会委員 (図書室運営委員)			日額 3,800 円		蒜山教育事務組合	日額 6,500 円	

非常勤特別職の報酬調べ

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例参照)

区 分	勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
心身障害児就学指導委員会委員			日額 3,800 円				
学校医	年額 1 校当たり 54,000 円 1 人当たり 290 円		年額 56,400 円 1 人当たり 310 円	真庭郡医師会が定める金額			予算の定めるところによる
学校歯科医	年額 1 校当たり 42,000 円 1 人当たり 230 円		年額 36,000 円 1 人当たり 220 円	真庭郡医師会が定める金額			
学校眼科医	年額 1 校当たり 72,000 円以内		年額 28,500 円 1 人当たり 230 円				
学校耳鼻科医	年額 1 校当たり 27,500 円 1 人当たり 220 円		年額 28,500 円 1 人当たり 220 円				
学校薬剤師	年額 1 校当たり 23,300 円 1 人当たり 70 円		年額 21,000 円 1 人当たり 90 円	年額 40,000 円			
幼稚園医			年額 55,200 円 1 人当たり 300 円				
幼稚園歯科医			年額 36,000 円 1 人当たり 220 円				
幼稚園眼科医			年額 28,000 円 1 人当たり 220 円				
幼稚園耳鼻科医			年額 28,000 円 1 人当たり 220 円				
幼稚園薬剤師			年額 21,000 円 1 人当たり 90 円				
保育園医			年額 72,000 円				
保育園歯科医			年額 40,000 円				
外国語指導助手	月額 341,000 円						
簡易水道委員会の委員							日額 (委員) 6,500 円 (議選) 3,300 円
簡易水道管理者							年額 22,000 円
下水道推進委員				日額 6,000 円			
高齢者住宅整備資金貸付審査委員			日額 3,800 円				

非常勤特別職の報酬調べ

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例参照）

区 分	勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
住宅新築資金貸付審査委員			日額 3,800 円				
スポーツ振興審議会委員		日額 6,000 円					
温泉病院運営委員会委員		日額 6,000 円					
国民宿舎運営委員会委員		日額 6,000 円					
草加部教育集会所運営委員			日額 3,800 円				
津黒高原荘運営委員会委員							日額 (委員) 6,500 円 (議選) 3,300 円
付属機関委員	日額 4,600 円						
専門委員	日額 4,600 円		日額 3,800 円				
地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に該当する非常勤職員						日額 20,000 以内又は月額 245,000 以内	
行政上設置されたその他のもの(各種審(協議会))	毎年度予算で定める	日額 6,000 円	日額 3,800 円		日額 (委員) 6,500 円 (議選) 3,300 円	日額 (委員) 6,500 円 (議選) 3,300 円	日額 (委員) 6,500 円 (議選) 3,300 円
消防団長	年額 127,000 円	年額 101,000 円	年額 110,000 円	年額 120,000 円	年額 120,000 円	年額 120,000 円	年額 120,000 円
消防副団長	年額 65,300 円	年額 54,000 円	年額 60,000 円	年額 38,000 円	年額 54,000 円	年額 54,000 円	年額 54,000 円
消防団分団長	年額 51,000 円	年額 41,000 円	年額 45,000 円	年額 20,000 円	年額 41,000 円	年額 41,000 円	年額 41,000 円
消防団本部長			年額 45,000 円		年額 41,000 円	年額 41,000 円	
消防団副分団長	年額 28,000 円	年額 25,000 円	年額 25,000 円	年額 17,000 円	年額 25,000 円	年額 25,000 円	年額 25,000 円
消防団教育部長					年額 25,000 円		
消防団部長	年額 16,800 円	年額 18,000 円	年額 15,000 円	年額 16,000 円	年額 18,000 円	年額 18,000 円	年額 18,000 円
消防団副部長	年額 11,200 円		年額 10,000 円				
消防団班長	年額 9,500 円	年額 10,000 円	年額 8,000 円	年額 7,000 円	年額 10,000 円	年額 10,000 円	年額 10,000 円
消防団員	年額 8,300 円	年額 8,000 円	年額 7,000 円	年額 6,000 円	年額 8,000 円	年額 8,000 円	年額 8,000 円
婦人消防隊長				年額 13,000 円			
婦人消防隊副隊長				年額 7,000 円			
婦人消防隊部長				年額 6,000 円			
婦人消防隊員				年額 5,000 円			

特別職の職員の身分の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 161 条 都道府県に副知事 1 人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市町村に助役 1 人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

第 162 条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第 163 条 副知事及び助役の任期は、4 年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

第 168 条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役 1 人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7 第 141 条、第 142 条、第 159 条、第 162 条、第 163 条本文及び第 164 条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8 出納長及び収入役が、前項において準用する第 142 条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

9 第 143 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第 180 条の 5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 公安委員会

(2) 地方労働委員会

(3) 収用委員会

(4) 海区漁業調整委員会

(5) 内水面漁場管理委員会

3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

(第 4 項から第 8 項 省略)

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りではない。

3 第 1 項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和 25 年法律 261 号）

（一般職に属する地方公務員法及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員法の職は、一般職と特別職に分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び幹事の職

(1)の 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規定により、設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

先進事例

篠山市

行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。

西東京市

市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。

ア 任期は、各法令の定めるところによる。

イ 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。

報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

審議会・委員会等の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。

イ 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。

ウ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。

その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

さいたま市

3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。

さぬき市

特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、5町の長が協議して定める。

あさぎり町

特別職の職員については、その設置・人数・任期について、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は新町において新たに設置する。

報酬等については、5町村の長が関係機関と協議して合併までに調整する。

条例・規則等の取扱いについて(協定項目13)

条例・規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- 3 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

平成15年10月8日提出

真庭地域合併協議会
会長 藤 木 寛

真庭地域合併協議会の調整内容

協議事項	13 条例・規則等の取扱い	関係項目
調整の内容	条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 3 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの	

現 況						
勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
例規集登録本数	例規集登録本数	例規集登録本数	例規集登録本数	例規集登録本数	例規集登録本数	例規集登録本数
条例 180本 規則 135本 その他(規程・要綱等) 153本 合計 468本	条例 173本 規則 117本 その他(規程・要綱等) 133本 合計 423本	条例 125本 規則 150本 その他(規程・要綱等) 138本 合計 413本	条例 162本 規則 89本 その他(規程・要綱等) 100本 合計 351本	条例 165本 規則 208本 その他(規程・要綱等) 30本 合計 403本	条例 159本 規則 98本 その他(規程・要綱等) 119本 合計 376本	条例 162本 規則 112本 その他(規程・要綱等) 92本 合計 366本
内容(総目次)	内容(総目次)	内容(総目次)	内容(総目次)	内容(総目次)	内容(総目次)	内容(総目次)
第1類 通規 第2類 議会・選挙・ 監査 第3類 職制・処務 第4類 人事 第5類 給与 第6類 財務 第7類 教育 第8類 民生 第9類 産業 第10類 建設 第11類 消防 第12類 雑則	第1編 総規 第2編 議会 第3編 執行機関 第4編 人事 第5編 給与 第6編 財務 第7編 教育 第8編 厚生 第9編 産業経済 第10編 建設 第11編 公営企業 第12編 消防 第13編 その他	第1編 総規 第2編 議会 第3編 執行機関 第4編 人事 第5編 給与 第6編 財務 第7編 教育 第8編 厚生 第9編 労働 第10編 産業・経済 第11編 建設 第12編 防災 第13編 公営企業 第14編 事務組合・ その他	第1編 総規 第2編 議会 第3編 執行機関 第4編 人事 第5編 給与 第6編 財務 第7編 教育 第8編 厚生 第9編 産業経済 第10編 建設 第11編 水道 第12編 消防 第13編 その他	第1編 総規 第1類 総規 第2類 議会・選挙 第3類 行政通則 第4類 人事 第5類 給与 第6類 財務 第7類 教育 第8類 厚生 第9類 産業 第10類 建設 第11類 防災 第12類 雑則	第1編 総規 第2編 議会 第3編 執行機関 第4編 人事 第5編 給与 第6編 財務 第7編 厚生 第8編 産業経済 第9編 建設 第10編 消防 第11編 その他	第1編 総規 第2編 議会 第3編 執行機関 第4編 人事 第5編 給与 第6編 財務 第7編 教育 第8編 厚生 第9編 産業経済 第10編 建設 第11編 水道 第12編 消防 第13編 その他

真庭地域合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	13 条例・規則等の取扱い	関係項目
調整の内容		

条例・規則等の整備方針

新市発足時には、勝山町、湯原町、久世町、美甘村、川上村、八束村及び中和村の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。

施行の方法による区分

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
 新設合併であるため、新市の発足とともに従来の条例・規則等は、すべて効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。
 制定手続による分類
 条例...制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第179条第1項）
 規則、訓令、その他...制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第15条第1項）
- (2) 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
 新市の条例・規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則を新市の条例・規則として引き続き施行させる。（地方自治法施行令第3条）
 なお、この場合、旧町村の条例又は規則を旧町村それぞれの区域に適用する場合と、ある特定の旧町村の条例又は規則を新市全域に適用する場合がある。
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの
 ア 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（執行部に議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等）
 イ 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの
- (4) 合併時に廃止するもの
 新市において、新たに制定し施行する必要のないもの

条例・規則の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（条例の制定及び罰則の委任）

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

（第 2 項、第 3 項 省略）

（規則）

第 15 条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

（第 2 項 省略）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

（第 1 項第二号から一五号、第 2 項 省略）

（長の専決処分）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第 1 条の 2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第百五十二条又は第二百五十二条の十七の八第一項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

（第 2 項、第 3 項 省略）

第 3 条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第 1 条の 2 の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

先進事例

新設合併での条例、規則等の調整方針の例

あきる野市

- (1) 2市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、基本的に現行の例によるものとし、双方に相違又は類似している条例、規則等については、いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一化を図り、事務事業に支障のないような適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。

篠山市

- (1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。
- (2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

西東京市

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの
- 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- 合併後、逐次制定し、施行させるもの

さいたま市

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

慣行の取扱いについて(協定項目 20)

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市章、市民憲章、市の花・市の木、市の鳥等については、新市において定めるものとする。
- 2 表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設するものとする。
- 3 名誉市民制度については、新市において定める。ただし、既に各町村において称号を贈っている名誉町村民については、新市に名誉市民として引き継ぐ。
- 4 各種宣言については新市において調整する。

平成15年10月8日提出

真庭地域合併協議会
会長 藤 木 寛

真庭地域合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	20 慣行の取扱い	関係項目
調整の内容	1 市章、市民憲章、市の花・市の木、市の鳥等については、新市において定めるものとする。 2 表章制度については、新市発足後において新たな制度を創設するものとする。 3 名誉市民制度については、新市において定める。ただし、既に各町村において称号を贈っている名誉町村民については、新市に名誉市民として引き継ぐ。 4 各種宣言については新市において調整する。	

現 況						
勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
町章 (昭和44年5月制定)	町章 (昭和36年12月制定)	町章 (昭和35年10月制定)	村章 (昭和54年3月制定： 慣行)	村章 (昭和51年3月制定)	村章 (昭和51年12月制定)	村章 (昭和49年8月制定)
説明 1 カツ山を図案化したもの 2 旭川を中心に平和に育まれた町を表現した	説明 「ゆばら」の頭文字「ゆ」をもととし、町の円満と絶えざる向上発展を力強く図案化したものである。	説明 「くせ」の文字を図案化したものである。	説明 「美甘」の文字を図案化し、円は住民の和を両翼は将来の飛躍と発展を表します。	説明 川上村の頭文字「か」を図案化し、中心の円の部分で住民相互の和を、左右に未広がり伸びた線で飛躍と限りない発展を表現したものである。	説明 八束村の頭文字「八」を図案化したものである。	説明 中和の中を図案化し、丸は和を表し、とんがりは躍進又は全体として、山村を表現する。

真庭地域合併協議会の調整内容

協議事項	20 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現 況						
勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
<p>町民憲章 (昭和50年11月慣行制定)</p> <p>美しい自然に恵まれ、長い歴史と伝統をもつ勝山の町民として、この憲章を定めます。</p> <p>これは、明日への希望に生きるわたしたちの合言葉です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勝山を緑と清流の美しいまちにしましょう。 2 勝山を文化の香り高いまちにしましょう。 3 勝山をあたたかい心のかよい合うまちにしましょう。 4 勝山を楽しく働ける豊かなまちにしましょう。 5 勝山をみんな健やかで幸せなまちにしましょう。 	<p>町民憲章 (昭和61年9月制定)</p> <p>わたくしたちは、みどり豊かで美しい自然とそぼくな人情につつまれた、ふるさとを愛する湯原の町民です。</p> <p>この町を、明るく豊かで住みよい町にするために、心をあわせ手を取りあっています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然を大切に、清らかで美しい環境をつくりましょう。 2 すずんできまりを守り、たすけあいの広い心をそだてましょう。 3 働くことによるこびをもち、健康で楽しい家庭をきずきましょう。 4 伝統をいかし、文化の創造につとめ未来をひらきましょう。 5 明るい笑顔とあいさつで、訪れる人々をあたたかくむかえましょう。 	<p>町民憲章 (昭和47年6月制定)</p> <p>わたくしたちは、長い伝統と豊かな自然に恵まれた久世町民です。わたしたちは、愛する久世をより明るく豊かな住みよい町にするために、みんなで話しあい、力をあわせてすすみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産と緑の調和した清潔な町をつくりましょう。 ・ からだをきたえ元気で働き、明るい家庭をきずきましょう。 ・ 伝統をいかし、あすをきずく文化の向上につとめましょう。 ・ 青少年の夢と希望をはぐくみ、豊かな未来をひらきましょう。 ・ すずんできまりを守り、みんなのしあわせを願う広い心をもちましょう。 	<p>村民憲章 (平成元年9月制定)</p> <p>美甘村は、中国山脈の山ふところにて抱かれたみどり豊かな美しい村です。</p> <p>わたしたちは、この村を愛しお互いの幸せと郷土の発展に願いをこめて、ここに村民憲章を制定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 恵まれた自然を大切にし、美しい環境の村をつくりましょう 1 明るい笑顔で、心のふれあうあたたかい村をつくりましょう 1 教養を高め、文化のかおりたかい村をつくりましょう 1 働くことに誇りと喜びをもち、活力ある村をつくりましょう 1 常に心と体を鍛え、健康で生きがいのある村をつくりましょう 	<p>村民憲章 (平成2年9月制定)</p> <p>わたくしたちは、雄大な蒜山高原にはぐくまれ、旭川の清流に生き、活力ある「ふるさと川上」の躍進をねがい、誇りある川上村民として、明日への希望にむかってこの憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 美しい自然と水の恵みを生かし、ゆたかなむらをつくりましょう。 1 いのちを尊び、心のふれあいを大切にするむらをつくりましょう。 1 おとしよりの伝統をうけつぎ、若い人たちにも将来ある文化の香り高いむらをつくりましょう。 1 達者でしごとにはげみ、みんなが生きがいのあるむらをつくりましょう。 1 明るい笑顔で愛しあい、蒜山にも似たおおらかさで人情ゆたかなむらをつくりましょう。 	<p>村民憲章 (平成14年10月慣行制定)</p> <p>私たちは、美しい自然と文化の村 八束村に住むことに誇りと責任を持ち、この憲章を心の道しるべとして、心豊かで活力と希望あふれる村づくりに努めます。</p> <p>豊かな山と水を守り、四季折々の自然あふれる村をつくります。</p> <p>歴史と伝統ある文化を受け継ぎ、世界と結ぶ交流の村をつくります。</p> <p>あたたかい思いやりのかよ、やすらぎとふれあいの村をつくります。</p> <p>共に学び想像力をはぐくむ、活力とうるおいの村をつくります。</p> <p>夢と希望に満ちた、未来にはばたく村をつくりま</p>	<p>村民憲章 (未制定)</p>

真庭地域合併協議会の調整内容

協議事項	20 慣行の取扱い	関係項目
調整の内容		

現 況						
勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
<p>町の花・木等 (昭和50年11月制定：慣行) 町の花 もくせい 町の木 ひのき (昭和55年11月制定：慣行) 町歌 勝山町歌 町の音頭 勝山音頭</p> <p>表彰 勝山町表彰条例 (昭和47年6月制定) 町長が議会の同意を得て毎年1月4日に行う。 ・功労表彰 ・善行表彰</p> <p>名誉町民条例 制度なし</p>	<p>町の花・木等 (昭和61年4月制定) 町の花 梅 町の木 杉 町の鳥 うぐいす</p> <p>表彰 表彰規程なし</p> <p>名誉町民条例 (昭和41年12月制定) 議会の同意が必要 3名うち物故者3名</p>	<p>町の花・木等 (昭和60年4月制定) 町の花 さくら 町の木 けやき 町の鳥 うぐいす 町歌 久世町歌 町の音頭 久世音頭</p> <p>表彰 久世町表彰条例 (昭和60年3月制定) 功労表彰は町長が議会の同意を得て、一般表彰は町長が行う。 ・功労表彰 ・一般表彰 受賞者選考委員会 10名以内</p> <p>名誉町民 制度なし</p>	<p>村の花・木等 (平成元年6月制定) 村の花 ツツジ(花木) 水仙(草花) 村の木 ヒノキ 村の鳥 ウグイス</p> <p>表彰 表彰規程なし</p> <p>名誉村民 制度なし</p>	<p>村の花・木等 (昭和49年3月制定) 村の木 トチノキ (平成2年9月制定) 村の花 レンゲツツジ 村の鳥 ブッポウソウ</p> <p>表彰 川上村表彰審議会規程 (平成8年7月制定) (川上村ゆうあいハートフル条例に関する審議会)</p> <p>名誉村民 制度なし</p>	<p>村の花・木等 (平成元年5月制定：慣行) 村の花 ミツガシワ 村の木 イチョウ 村の鳥 ウグイス</p> <p>表彰 八束村表彰規程 (昭和55年3月制定) 村長が表彰審議会に諮って表彰する。 ・表彰審議会構成 議会議長、副議長、助役、課長及び室長</p> <p>名誉村民条例 (昭和43年3月制定) 議会の同意が必要 1名うち物故者1名</p>	<p>村の花・木等 (平成54年1月制定：慣行) 村の花 笹ユリ (平成53年12月制定：慣行) 村の木 ケヤキ</p> <p>表彰 表彰規程なし (中和村住んでよい村づくり推進条例審議会に関する審議会設置有り)</p> <p>名誉村民 制度なし</p>

先進事例

篠山市

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

西東京市

- (1) 市章は、新市において調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は新市において調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。

さいたま市

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 都市間交流については、新市において継続する。
- (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

潮来市

- (1) 市章は、当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市章を制定することとした。
- (2) 市の花、木、鳥については、当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市の花・木・鳥を制定することとした。
- (3) 市民憲章については、当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市民憲章を制定することとした。

あきる野市

市の花、木、鳥、歌については、新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。

新潟市

- (1) 市の花、木、鳥、歌については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町の町民歌については黒埼地区の愛唱歌として、黒埼町の木については黒埼地区の推奨の木として、それぞれ伝承していくこととした。
- (2) 市民憲章については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町民憲章は黒埼地区の憲章として承継していくこととした。
- (3) 行事等については、成人式は新潟市の制度に統一。ただし、黒埼地区の出初め式は別途実施することとした。

公共的団体等の取扱いについて(協定項目17)

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

1 各町村共通の団体について

- (1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。
- (2) 国・県の助言等に基づき設置された団体については、関係機関の助言をもとに、そのあり方について協議していくものとする。
- (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

2 各町村独自の団体について

原則として、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市全域を対象として組織することが望ましい団体については、その方向で調整する。

平成15年10月8日提出

真庭地域合併協議会

会長 藤 木 寛

真庭地域合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	17 公共的団体等の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>1 各町村共通の団体について</p> <p>(1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。</p> <p>(2) 国・県の助言等に基づき設置された団体については、関係機関の助言をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>2 各町村独自の団体について</p> <p>原則として、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市全域を対象として組織することが望ましい団体については、その方向で調整する。</p>	

		現 況					
区分	勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
総務部会	<p>公共的団体等の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> 勝山町消防団 婦人防火クラブ (16組織) 少年防火クラブ (2組織) 幼年防火クラブ (5組織) 勝山町交通安全対策協議会 勝山町交通安全母の会 勝山町幼児交通安全クラブ(ももたろうクラブ) 勝山町職場交通安全連絡協議会 真庭交通安全協会 	<p>公共的団体等の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> 湯原町消防団 婦人防火クラブ (6組織) 久見保育園幼年防火クラブ 湯原町交通安全対策協議会 湯原町交通安全母の会 久見保育園交通安全クラブ(ももたろうクラブ) 真庭交通安全協会 	<p>公共的団体等の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> 久世町消防団 婦人防火クラブ (2組織) 少年防火クラブ (4組織) 幼年防火クラブ (5組織) 久世町交通安全対策協議会 久世町交通安全母の会 久世町幼児交通安全クラブ(ももたろうクラブ) 久世町職場交通安全連絡協議会 真庭交通安全協会 	<p>公共的団体等の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> 美甘村消防団 美甘村婦人消防隊 美甘小学校少年防火クラブ 美甘保育園幼年防火クラブ 美甘村交通安全対策協議会 美甘村交通安全母の会 真庭交通安全協会 	<p>公共的団体等の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> 川上村消防団 川上村婦人防火クラブ 川上小学校少年防火クラブ 川上保育園幼年防火クラブ 川上村交通安全対策協議会 川上村交通安全母の会 川上保育園交通安全クラブ(ももたろうクラブ) 真庭交通安全協会 蒜山支部 真庭交通安全協会 蒜山支部川上分会 	<p>公共的団体等の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> 八束村消防団 八束村婦人防火クラブ 八束小学校少年防火クラブ 八束保育園幼年防火クラブ 八束村交通安全対策協議会 八束村交通安全母の会 八束保育園交通安全クラブ(ももたろうクラブ) 真庭交通安全協会 蒜山支部 真庭交通安全協会 蒜山支部八束分会 	<p>公共的団体等の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> 中和村消防団 中和小学校少年防火クラブ 中和保育園幼年防火クラブ 中和村交通安全対策協議会 中和村交通安全母の会 中和保育園幼児交通安全ももたろうクラブ 真庭交通安全協会 蒜山支部 真庭交通安全協会 蒜山支部中和分会
	<p>注) 消防団の取扱いについては、協定項目23において別途協議</p>						

真庭地域合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	17 公共的団体等の取扱い	関係項目
調整の内容		

	現 況						
	勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
税務部会	・ 納税組合	・ 納税組合	・ 納税貯蓄組合		・ 納税組合	・ 納税組合	
住民福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勝山町老人クラブ連合会 ・ 勝山町ミニシルバー人材センター ・ 勝山町身体障害者福祉協会 ・ 真庭郡保護司会 ・ 勝山町民生委員児童委員協議会 ・ 勝山町遺族会連合会 ・ 原爆被爆者の会 ・ 傷痍軍人会 ・ 勝山町ボランティアセンター ・ 勝山町親子クラブ連合会(3組織) ・ 勝山町社会福祉協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湯原町老人クラブ連合会 ・ 湯原町ミニシルバー人材センター ・ 湯原町身体障害者福祉協会 ・ 真庭郡保護司会 ・ 湯原町民生委員児童委員協議会 ・ 遺族会 ・ 傷痍軍人会 ・ 湯原町ボランティアセンター ・ 湯原町育児クラブ(9クラブ) ・ 湯原町社会福祉協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 久世町老人クラブ連合会 ・ 久世町ミニシルバー人材センター ・ 久世町身体障害者福祉協会 ・ 真庭郡保護司会 ・ 久世町民生委員児童委員協議会 ・ 久世遺族会 ・ 美和遺族会 ・ 原爆被爆者久世分会 ・ 久世町社会福祉協議会ボランティアセンター ・ 久世町親子クラブ(7組織) ・ 久世町社会福祉協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美甘村老人クラブ連合会 ・ 美甘村人材センター ・ 美甘村身体障害者福祉協会 ・ 真庭郡保護司会 ・ 美甘村民生委員児童委員協議会 ・ 美甘村遺族会 ・ 美甘村ボランティア水仙の会 ・ 親子クラブ : ひまわり会 ・ 美甘村社会福祉協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川上村老人クラブ連合会 ・ 川上村身体障害者福祉協会 ・ 真庭郡保護司会 ・ 川上村民生委員児童委員協議会 ・ 川上村遺族会 ・ 川上村傷痍軍人会 ・ 川上村ボランティアの会 ・ 親子クラブ : 竹の子会 ・ 川上村社会福祉協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八束村老人クラブ連合会 ・ 八束村身体障害者福祉協会 ・ 真庭郡保護司会 ・ 八束村民生委員児童委員協議会 ・ 八束村遺族会 ・ 原爆被爆者の会 ・ 親子クラブ : 蒜の子会 ・ 八束村社会福祉協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中和村老人クラブ連合会 ・ 中和村身体障害者福祉協会 ・ 真庭郡保護司会 ・ 中和村民生委員児童委員協議会 ・ 中和遺族会 ・ 原爆被爆者の会中和分会 ・ 中和村傷痍軍人会 ・ 親子クラブ : つくしの会 ・ 中和村社会福祉協議会

真庭地域合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	17 公共的団体等の取扱い	関係項目
調整の内容		

区分	現 況						
	勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
産業経済部会	<ul style="list-style-type: none"> ・勝山町結婚推進協議会 ・生活交流グループ ・勝山町新農業経営者クラブ ・農林水産業生産団体（6団体） ・畜産勝山町酪農組合 ・勝山町和牛研究会 ・勝山町受精卵移植協議会 ・勝山町和牛改良組合 ・原方土地改良区 ・勝山獺友会 ・旭川中央漁業協同組合 ・勝山町商工会 ・勝山町観光協会 ・勝山のお雛まつり実行委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・湯原町青年結婚推進協議会 ・生活改善グループ（2グループ） ・農林水産業生産団体（6団体） ・湯原町畜産振興協議会 ・田羽根土地改良区 ・湯原獺友会 ・湯原漁業協同組合 ・湯原町商工会 ・湯原町観光協会 ・はんざき祭り実行委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・久世町青年結婚推進協議会 ・榎西和紙生産組合 ・久世町酪農組合補助金 ・久世町酪農環境環境改善協議会 ・久世町和牛組合 ・久世町受精卵移植研究会 ・土地改良区（6団体） ・久世獺友会 ・久世町商工会 ・久世桜まつり実行委員会 ・ぼっこう祭実行委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・美甘村結婚推進協議会 ・生活改善グループ：おみなえし会 ・美甘村後継者クラブ ・美甘村花き生産組合 ・美甘村和牛改良組合 ・美甘村酪農組合 ・美甘村獺友会 ・美甘村商工会 ・美甘村夏まつり実行委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・川上村青年結婚推進協議会 ・生活改善グループ：青空会 ・川上村農業後継者クラブ ・川上村酪農研究会 ・川上村獺友会 ・旭川北漁業協同組合 ・蒜山酪農農業協同組合 ・川上村商工会 ・蒜山観光協会 ・天の岩戸開運まつり実行委員会 ・川上村夏まつり実行委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・八束村青年結婚推進協議会 ・農業後継者クラブ 蒜楽会 ・八束村酪農振興協議会 ・中八束土地改良区 ・八束村獺友会 ・旭川北漁業協同組合 ・蒜山酪農農業協同組合 ・八束村商工会 ・蒜山観光協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・中和村結婚促進協議会 ・中和村獺友会 ・旭川北漁業協同組合 ・蒜山酪農農業協同組合 ・中和村商工会 ・中和村ふるさと祭り実行委員会 ・中和村紅葉祭実行委員会

真庭地域合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	17 公共的団体等の取扱い	関係項目
調整の内容		

	勝山町	湯原町	久世町	美甘村	川上村	八束村	中和村
教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・勝山町婦人協議会 ・勝山町女性団体連絡協議会 ・勝山町コミュニティ連絡協議会 ・勝山町スポーツ少年団（9団体） ・勝山町体育協会（12団体） ・勝山町文化協会（69団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・湯原町PTA連絡協議会 ・湯原町コミュニティ連絡協議会 ・湯原町スポーツ少年団（6団体） ・湯原町体育協会（7団体） ・湯原町文化協会（26団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・久世町PTA連合会 ・久世婦人会 ・美和婦人会 ・久世町女性団体協議会 ・久世町スポーツ少年団（20団体） ・久世町体育協会（17団体） ・久世町文化協会（26団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・美甘村婦人会 ・美甘村婦人団体連絡協議会 ・美甘村コミュニティ推進連絡協議会 ・美甘村スポーツ少年団（3団体） ・美甘村体育協会 ・美甘村文化協会（25団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・川上村婦人会 ・川上村コミュニティ推進委員会 ・蒜山スポーツ少年団（7団体） ・蒜山体育協会（10団体） ・蒜山文化協会（34団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・八束村婦人会 ・八束村コミュニティ推進委員会 ・蒜山スポーツ少年団（7団体） ・蒜山体育協会（10団体） ・蒜山文化協会（69団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中和村スポーツ少年団（2団体） ・中和村体育協会（5団体） ・中和村文化協会（12団体）

公共的団体等の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公共的団体等の監督）

第百五十七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

（国、都道府県等の協力）

第 16 条（第 1 項～第 7 項省略）

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

公共的団体等の取扱いに関する考え方

1 公共的団体等の定義

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の文化事業スポーツ団体など、公共的な活動を営むものは全て含まれ、法人であるかどうかは問わない。

（行政実例 昭和 24.1.13 昭和 34.12.16）

2 「公共的団体等の取扱い」として協議するもの

「公共的団体等の取扱い」として協議する公共的団体等については次のとおりとする。

- (1) 団体の設置について町村が関与（補助）しているもの
- (2) 市町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの
- (3) 市町村の事業について大きく関与しているもの

先進事例

さぬき市

(1) 公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

新市の一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が、進められるよう指導する。

国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

(2) 省略

山県市

公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。

3町村に共通している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。

独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

あさぎり町

公共的団体については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

各町村共通の団体について

(1) 新町との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

(3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

各町村独自の団体について

原則として現行のとおりとする。

千曲市

公共的団体の統合については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

清掃組合 合併時に、清掃組合の組織を、1市2町の区域に広げ新市に移行する。

商工団体 団体の意向を踏まえ、統合するよう調整に努める。

観光関係団体 団体の意向を踏まえ、統合するよう調整に努める。

文化振興事業団 合併時、組織を新市の区域に広げ、新市に移行する。

町名・字名の取扱いについて(協定項目19)

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

町名・字名の取扱いについては、以下の調整案を軸に小委員会で検討の上、協議会で決定する。

調整案1

- 1 字の区域は、従前のとおりとする。
- 2 町名・字名については、「真庭郡勝山町大字」、「真庭郡湯原町大字」、「真庭郡久世町大字」、「真庭郡美甘村大字」、「真庭郡川上村大字」、「真庭郡八束村大字」及び「真庭郡中和村大字」を「市」に置き換えるものとする。

調整案2

- 1 字の区域は、従前のとおりとする。
- 2 町名・字名については、原則として「真庭郡勝山町大字」、「真庭郡湯原町大字」、「真庭郡久世町大字」、「真庭郡美甘村大字」、「真庭郡川上村大字」、「真庭郡八束村大字」及び「真庭郡中和村大字」を「市」に置き換えるものとする。
ただし、新市の名称に続く町名・字名については、合併前において町村の判断により合併前の町村名等の名称の使用について、調整することができるものとする。

平成15年10月8日提出

真庭地域合併協議会

会長 藤木 寛

町名の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

先進事例

さぬき市

- 1 字の区域は、従前のおりとする。
- 2 町、字の名称については、次のとおりとする。
 - (1)津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。
 - (2)志度町については「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。
 - (3)長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。
ただし、字名「西」_ナ、「東」_ナ、「名」については、各々「長尾西」_ナ、「長尾東」_ナ、「長尾名」に変更する。
また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。

南アルプス市

- 町名、字名の取扱いについては、次のとおりとする。
- (1) 芦安村については、大字の設定区域は現行のおりとし、大字名の前に「芦安」を付する。
 - (2) 八田村、白根町、若草町、櫛形町、甲西町については、大字は現行のおりとし、現町村名は付さない。
- (付帯事項)
支所、消防組織などに、現町村名を付する。

あさぎり町

字の名称及び区域は従前のおりとし、大字名については、合併前において現町村で調整する。

東かがわ市

字の区域については、新市において調整するものとし、「大川郡 町」を「東かがわ市」に置き換え、字の名称については、現行のおり新市に引き継ぐものとする。

邑久郡合併協議会(瀬戸内市)

1. 字の区域については、従前のおりとする。
2. 町・字の名称については、「邑久郡」を「 市」に置き換えるものとする。

飛騨4町村合併協議会(飛騨市)

- (1) 町・字の区域は、従前のおりとする。
- (2) 名称については、次のとおりとする。
 - 古川町においては、「吉城郡古川町」を「飛騨市古川町」に置き換える。
 - 河合村においては、「吉城郡河合村大字」を「飛騨市河合町」に置き換える。
 - 宮川村においては、「吉城郡宮川村大字」を「飛騨市宮川町」に置き換える。
 - 神岡町においては、「吉城郡神岡町」を「飛騨市神岡町」に置き換え、「大字の表記を抹消」する。

[調整案の趣旨及び具体例]

(調整案1)

- 1 字の区域は、従前のおりとする。
- 2 町名・村名・字名については、「真庭郡勝山町大字」、「真庭郡湯原町大字」、「真庭郡久世町大字」、「真庭郡美甘村大字」、「真庭郡川上村大字」、「真庭郡八束村大字」及び「真庭郡中和村大字」を「市」に置き換えるものとする。

調整の趣旨

現在の字の区域について見直すことについては、見直し後の事務量と住民周知を考慮すると極めて繁雑であること等から近年の合併先進事例も区域の見直しは行われていない。これらを念頭に「字の区域については従前のおりとする。」として提案を行っている。

名称の表示について旧町村名及び大字を削除することについては、新市の一体性の醸成並びに住所の表示をできるだけ簡略化するという先進事例での観点を考慮し提案を行っている。

具体例

真庭郡勝山町大字勝山53-1	市勝山53-1
真庭郡湯原町大字豊栄1515	市豊栄1515
真庭郡久世町大字久世2928	市久世2928
真庭郡美甘村大字美甘1014	市美甘1014
真庭郡川上村大字上福田719-2	市上福田719-2
真庭郡八束村大字上長田915	市上長田915
真庭郡中和村大字下和1802	市下和1802

(調整案2)

- 1 字の区域は、従前のおりとする。
- 2 町名・字名については、原則として「真庭郡勝山町大字」、「真庭郡湯原町大字」、「真庭郡久世町大字」、「真庭郡美甘村大字」、「真庭郡川上村大字」、「真庭郡八束村大字」及び「真庭郡中和村大字」を「市」に置き換えるものとする。

ただし、新市の名称に続く町名・字名については、合併前において町村の判断により合併前の町村名等の名称の使用について、調整することができるものとする。

調整の趣旨

原則調整案1と同様であるが、ただし書きについては、現在の町村名及び字名等は、住民にとって身近な名称であり、生活の中で長年にわたって慣れ親しまれており、旧町村名等を残したい等の意見に配慮して例外的に新たに町名・字名を画することができるものとして提案をしている。

例外の具体例

真庭郡勝山町大字勝山53-1	市勝山町勝山53-1
真庭郡美甘村大字美甘1014	市美甘町美甘1014
真庭郡川上村大字上福田719-2	市蒜山町上福田719-2
真庭郡八束村大字上長田915	市蒜山上長田915
真庭郡中和村大字下和1802	市中和下和1802

注) この場合の「町」は従来の「市町村名」の「町」ではなく、市町村の区域内の一定の区域を示す「町」としての表記として提案をしている。

真庭地域合併協議会協議会小委員会名簿

(平成15年9月1日現在)

区分	所 属	氏 名	所 属	氏 名	所 属	氏 名
第1小委員会	勝山町長	浅野 實	勝山町議会議長	松葉 昇	勝山町学識経験者	中島浩一郎
	湯原町長	池田輝美	湯原町議会議長	池田正行	湯原町学識経験者	小林正子
	久世町長	藤木 寛	久世町議会議長	光岡 富夫	久世町学識経験者	池町 誠二
	美甘村長	池田文治	美甘村議会議長	松本 祐輔	美甘村学識経験者	横山由江
	川上村長	正富 毅	川上村議会議長	山乘 克美	川上村学識経験者	山乘 立夫
	八束村長	長綱 壽	八束村議会議長	小谷 孝佳	八束村学識経験者	井藤 文仁
	中和村長	藤原 一夫	中和村議会議長	曾根田 勝治	中和村学識経験者	津村 章
	真庭地方振興局 総務振興課長	浅野 嘉彦	真庭農業協同 組合組合長	馬場 克之		
第2小委員会	勝山町議会議員	福井 茂登洋	勝山町助役	竹元 順一	勝山町学識経験者	池田久美恵
	湯原町議会議員	柴田 利男	湯原町助役	浜子 和夫	湯原町学識経験者	小椋 裕二
	久世町議会議員	中尾 哲雄	久世町助役	高田 浩一	久世町学識経験者	有元美都子
	美甘村議会議員	池田 元久	美甘村助役	山口 重城	美甘村学識経験者	樋口 忠正
	川上村議会議員	筒井 彦二	川上村助役	芦立 紘一	川上村学識経験者	蒔田千世子
	八束村議会議員	小谷 保夫	八束村助役	小谷 美博	八束村学識経験者	長原 悠子
	中和村議会議員	渡邊 憲治	中和村助役	本田 稔	中和村学識経験者	実原 閑恵
	真庭地方振興局 総務振興課長	浅野 嘉彦	真庭青年会議所 理事長	赤木 敏浩		
第3小委員会	勝山町議会議員	横山 正治	勝山町助役	竹元 順一	勝山町学識経験者	池田久美恵
	湯原町議会議員	植木 隆	湯原町助役	浜子 和夫	湯原町学識経験者	小林正子
	久世町議会議員	福井 孝行	久世町助役	高田 浩一	久世町学識経験者	池町 誠二
	美甘村議会議員	山岡 宏充	美甘村助役	山口 重城	美甘村学識経験者	樋口 忠正
	川上村議会議員	西村 宏	川上村助役	芦立 紘一	川上村学識経験者	蒔田千世子
	八束村議会議員	丸山 美砂子	八束村助役	小谷 美博	八束村学識経験者	長原 悠子
	中和村議会議員	中谷 浩之	中和村助役	本田 稔	中和村学識経験者	実原 閑恵
	真庭ふるさと 振興協会会長	石賀 久	真庭農業協同 組合組合長	馬場 克之		
新市 建設 計画 策 定 小 委 員 会	勝山町長	浅野 實	勝山町議会議長	松葉 昇	勝山町学識経験者	中島浩一郎
	湯原町長	池田輝美	湯原町議会議長	池田正行	湯原町学識経験者	小椋 裕二
	久世町長	藤木 寛	久世町議会議長	光岡 富夫	久世町学識経験者	有元美都子
	美甘村長	池田文治	美甘村議会議長	松本 祐輔	美甘村学識経験者	横山由江
	川上村長	正富 毅	川上村議会議長	山乘 克美	川上村学識経験者	山乘 立夫
	八束村長	長綱 壽	八束村議会議長	小谷 孝佳	八束村学識経験者	井藤 文仁
	中和村長	藤原 一夫	中和村議会議長	曾根田 勝治	中和村学識経験者	津村 章
	真庭ふるさと 振興協会会長	石賀 久	真庭青年会議所 理事長	赤木 敏浩		